

第二次守谷市総合計画
前期基本計画（案）

平成23年10月

守 谷 市

第3編 前期基本計画

- 第1 安全・安心に暮らせるまち
 - 1 生活環境の保全
 - 2 循環型社会の形成
 - 3 防災対策の推進
 - 4 消防・救急の充実
 - 5 交通安全の推進
 - 6 防犯対策の推進
- 第2 健やかに暮らせるまち
 - 7 子育て支援の充実
 - 8 高齢者福祉の推進
 - 9 障害者（児）福祉の推進
 - 10 健康づくりの推進
 - 11 地域福祉の推進
 - 12 社会保障の健全運営
- 第3 こころ豊かに暮らせるまち
 - 13 学校教育の充実
 - 14 生涯学習の推進
 - 15 人権の尊重
- 第4 快適に暮らせるまち
 - 16 調和のとれた市域の形成
 - 17 緑を生かした景観の形成
 - 18 道路網・公共交通体系の整備
 - 19 上下水道事業の安定持続
- 第5 活力にあふれるまち
 - 20 農業の支援
 - 21 商工業の活性化
 - 22 集客資源の創出と充実
- 第6 みんなで築くまち
 - 23 地域コミュニティの充実
 - 24 協働によるまちづくりの推進
 - 25 広聴と情報発信の充実
- 第7 信頼に応える行政経営
 - 26 適正な行財政運営の推進
 - 27 組織経営と人事マネジメントの充実

総合計画の体系図

将来像

施策の大綱

施策

基本事業

緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや

1 安全・安心に暮らせるまち	1 生活環境の保全	1 生活公害・産業公害の防止	2 地球温暖化防止の推進
	2 循環型社会の形成	3 環境保全活動の推進	5 再資源化への取組み
	3 防災対策の推進	4 ごみの減量化	8 災害時における行政による支援体制の充実
	4 消防・救急の充実	6 廃棄物の適正処理	11 救命・救急の充実
	5 交通安全の推進	7 市民の防災意識の向上	14 交通安全意識の向上
	6 防犯対策の推進	9 要援護者の避難支援	16 地域で行う防犯活動の実践
	12 市民による防火対策の充実	10 消防体制の強化	18 消費者の安全・安心の確保
2 健やかに暮らせるまち	7 子育て支援の充実	13 交通安全施設等の整備	19 多様な保育サービスの提供
	8 高齢者福祉の推進	15 防犯意識の向上	20 安心して遊べる場の提供
	9 障害者(児)福祉の推進	17 まちの防犯機能の充実	22 子育ての経済的負担の軽減
	10 健康づくりの推進	19 多様な保育サービスの提供	24 高齢者の介護予防の推進
	11 地域福祉の推進	21 子育て不安の解消と交流の場の提供	26 高齢者福祉サービスによる支援
	12 社会保障の健全運営	23 生きがいづくりの機会と社会参加の促進	28 地域生活支援事業の利用促進
		25 介護保険の適切なサービス利用	30 療育指導・相談の充実
		27 自立支援の充実(施設利用者以外)	32 健康的な生活習慣の推進
		29 福祉施設サービスの充実	34 感染症の予防・拡大防止
		31 母子保健の充実	37 地域福祉活動の活性化
		33 食育の推進	40 後期高齢者医療制度の健全な運営
		35 地域医療体制の確保	42 医療福祉費支給事務の遂行
3 心豊かに暮らせるまち	13 学校教育の充実	36 地域福祉意識の醸成と担い手育成	44 確かな学力の育成
	14 生涯学習の推進	38 社会福祉協議会との連携	45 豊かな心を育む教育の推進
	15 人権の尊重	39 国民健康保険制度の健全な運営	47 新しい時代に対応した教育の推進
		41 介護保険制度の健全な運営	49 安全・安心な教育環境の整備
		43 セーフティネットによる自立支援	51 生涯スポーツのきっかけづくりと自主的な活動の支援
		44 確かな学力の育成	53 文化財を愛する心の育成
		46 健康と体力を育む教育の推進	56 男女共同参画意識の向上
4 快適に暮らせるまち	16 調和のとれた市域の形成	48 開かれた学校づくりと学校・家庭・地域の連携	58 計画的な土地利用
	17 緑を生かした景観の形成	50 自主的なサークル活動の支援と学習機会・場の提供	59 適切な規制と誘導
	18 道路網・公共交通体系の整備	52 親しみを感じる芸術・文化の推進	60 美しい都市景観の形成
	19 上下水道事業の安定持続	54 国際交流の推進	61 緑地の保全
		55 人権尊重意識の向上	62 公園・街路樹等の維持管理
		57 虐待などの人権問題の解消	63 未改良道路の整備
			64 道路の適切な維持管理
5 活力にあふれるまち	20 農業の支援	58 計画的な土地利用	71 農地利用の設定促進
	21 商工業の活性化	59 適切な規制と誘導	72 認定農業者の育成
	22 集客資源の創出と充実	60 美しい都市景観の形成	75 地域商業の充実
6 みんなで築くまち	23 地域コミュニティの充実	62 公園・街路樹等の維持管理	76 特色あるイベントの開催
	24 協働によるまちづくりの推進	63 未改良道路の整備	77 積極的な地域資源の創出と情報提供
	25 広聴と情報発信の充実	65 都市計画道路の整備	
7 信頼に応える行政経営	26 適正な行財政運営の推進	67 水道の安定供給	78 自治会活動への参画意識の形成
	27 組織経営と人事マネジメントの充実	69 雨水の適正排水	79 コミュニティ活動活性化と環境づくり
		71 農地利用の設定促進	80 市民活動への参加意識の形成・向上と情報提供
		73 地産地消の推進	81 市民活動の活性化
		74 経営の安定化	82 市民と行政による協働事業の推進
	76 特色あるイベントの開催	83 広報の充実	84 広聴・情報公開の充実
		78 自治会活動への参画意識の形成	85 計画行政の推進
		80 市民活動への参加意識の形成・向上と情報提供	86 電子自治体の推進
		82 市民と行政による協働事業の推進	88 適正課税と収納率の向上
		83 広報の充実	90 親切的窓口対応
		85 計画行政の推進	92 適正な人事管理と人材育成
		87 健全な財政運営の推進	
		89 公有財産の有効活用と適切な管理	
		91 柔軟で効率的な組織運営	

1 - 1 生活環境の保全

❖ 施策の目指す姿

- ・ 快適な生活環境が守られ、環境にやさしいまちになります。

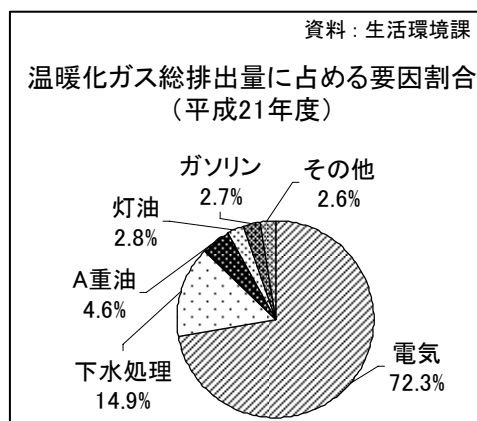
❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	72.9%	75.0%
2	1 契約 1 月当たりの平均電気使用量	360 Kwh/契約・月	342 Kwh/契約・月
3	自然環境に満足している市民の割合	71.9%	75.0%

❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・平成 20 年 5 月に、市内の環境美化向上を図るため「守谷市ポイ捨て等防止に関する条例」を施行するとともに、守谷駅周辺をポイ捨て等禁止強化区域に指定しました。
- ・平成 21 年 10 月に「守谷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例」を施行し、公衆衛生上、市民に与える不安の未然防止に努めています。
- ・人口増加に伴い、公営墓地の設置要望が増えていますが、対応は難しい状況にあります。
- ・生活公害については、あき地の雑草、ペットの糞、野焼き等の苦情が多い状況です。
- ・平成 20 年 4 月に「第 2 次守谷市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、市役所の CO₂ 削減に取り組むとともに、平成 22 年 3 月に策定した「守谷市地域省エネルギー対策実行計画」により、市民・事業者・行政が一体となった省エネ活動を実施しています。
- ・平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により放射性物質が放出され、市内では、国の基準を下回るものや高い放射線量が測定され、市民の不安を払拭するための対策を講じています。



〔課題〕

- ・特に、生活公害で苦情の多い、あき地の雑草除去管理については地権者の自主管理の徹底、ペットの糞等については飼い主のマナー向上が求められています。
- ・自然環境や里山環境の保全が求められています。

❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業	主な取組み
1 生活公害・産業公害の防止	市民や事業者の生活環境に対する意識の向上を図り、快適な生活環境を保全します。 ・あき地の雑草やペットの糞等の生活公害への迅速な対応と解決支援 ・大気、水質（河川・地下水）、騒音、振動の調査の実施及び結果の開示 ・事業者に対する環境保全対策の指導強化 ・市民への環境に関する情報提供の充実 ・福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染への対応
2 地球温暖化防止の推進	市民・事業者・行政が一体となって省エネ活動を実施します。 ・守谷市環境基本計画に基づく施策の実施 ・省エネルギーを実践してもらうための、市民や事業者への情報提供及び啓発の充実 ・市民や関係機関等と連携した環境学習の実施 ・公共施設への太陽光発電の導入や市民に対する自然エネルギー施設への助成制度の検討
3 環境保全活動の推進	市民や事業者が自然環境を大切にする生活や行動を促進します。 ・環境ボランティア団体との連携による自然環境の保全 ・環境美化活動の充実

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 生活をするうえでのトラブルや苦情をなくすため、近所同士が仲良くし、周りの人に迷惑をかけないように気配りをした生活を心がけます。
- 事業者は、公害防止のため、法律に基づいた環境基準を遵守するとともに、適正な処理と迅速な対応に心がけます。
- 省エネに配慮した行動や生活を心がけ、エコマークやグリーン商品の購入、電気やガスの消費量削減、自然エネルギーの利用、公共交通機関や自転車・徒歩による通勤・通学等に努めます。
- 事業者は、環境負荷低減対策に積極的に取り組み、CO₂削減及びエネルギーの節減に努めます。
- 水の大切さを理解し、自ら又は行政との協働により、自然環境の保全に努めます。

【行政の役割】

- 地域内でのトラブルや生活苦情については、地域で解決することを目指し、自治会・町内会や地域との連携を強化します。
- 公害については、監視を強化し、必要に応じて改善を図ります。
- 守谷市地域省エネルギービジョンの目標値達成に向け、市民や事業者に対して啓発活動や情報提供に取り組みます。
- 公共施設での省エネ対策を実施します。

❖ 部門別計画

- ・守谷市環境基本計画（策定年度：平成 11 年度）
- ・第 2 次守谷市役所地球温暖化防止実行計画（計画期間：平成 20 年度～24 年度）
- ・守谷市地域省エネルギー対策実行計画（計画期間：平成 22 年度～24 年度）

1-2 循環型社会の形成 (※1)

❖ 施策の目指す姿

- 市内から排出される廃棄物の量が抑制されます。

❖ 施策の目的達成度を示す指標 (成果指標)

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	常総環境センターへのごみの搬入量	17,303t	20,000t

❖ 現状と課題

〔現状〕

- 平成 22 年度の本市のごみ排出量は 17,303 t で、1 人 1 日当たりのごみ排出量に換算すると 754.8 g となります。排出量の推移は、平成 18 年度から横ばい傾向にあります。市民のごみ減量化意識の向上と企業の排出量抑制により、1 人当たりの排出量は減少している状況です。
- 平成 22 年度の本市の資源化 (リサイクル) 率は 28.9% で、年々高くなってきています。

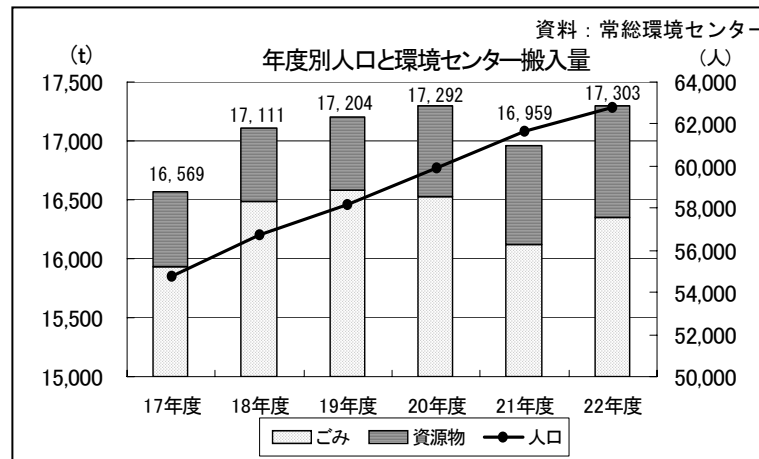
ごみ処理施設である常総環境センター (守谷市、取手市、つくばみらい市、常総市の 4 市で運営) が、平成 24 年度に新処理施設を稼働させる予定で、それに合わせ、ごみの分別方法が現行 (平成 23 年度) の 5 種 13 分別から、5 種 16 分別 (ペットボトル、プラスチック容器包装、蛍光灯を加える) に変更する予定です。なお、常総環境センター新処理施設の 1 日当りの処理能力は、258 t と現行の処理能力 351 t より縮小されるため、ごみの減量化・リサイクルの推進が急務となっています。

また、常総環境センター第三次ごみ処理施設建設事業更新計画における、平成 23 年度の本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、853 g に定められています。

- 平成 20 年度から、可燃ごみ減量を目的に生ごみ堆肥化施設 (日量処理 3.8 t) を稼働し、モデル事業として生ごみの戸別収集を実施しています。

〔課題〕

- 粗大ごみの有料化に伴い、適正な排出方法の周知を図る必要があります。
- 生ごみの堆肥化による、資源循環サイクルづくりを進めていく必要があります。



❖ 施策を実現するための手段 (基本事業)

基本事業	主な取組み
1 1 1 1 1 ごみの減量化	家庭・事業者から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを減量します。 <ul style="list-style-type: none"> マイバック利用の促進 生ごみ処理機等の普及 ごみ分別 (5 種 16 分別) の徹底 粗大ごみ有料化導入による適正排出の徹底 ごみの減量や分別を進めるための学習情報の提供
2 2 2 2 2 再資源化への取組み	ごみの再資源化に積極的に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> 資源物回収団体への支援 ペットボトルや食品トレイの分別収集によるリサイクルの推進 資源 (レアメタル (※2) 等) 回収の有効性やリサイクルの重要性の周知
3 3 3 3 3 廃棄物の適正処理	ごみの分別を徹底し、再利用可能な資源の有効利用を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> リサイクル伝言板の拡充 ごみの適正処理への啓発活動

❖ 役割分担

【市民の役割】

- ごみの減量化のため、家庭から出るごみの分別を徹底します。
- 地域で資源物の集団回収を行い、資源のリサイクルを強化し、ごみの減量化に努めます。
- ごみの排出者は、法律に基づいて、所定のリサイクル費用や処理費用を負担します。

【行政の役割】

- ごみ分別の徹底などにより、ごみ減量化を推進します。
- 資源リサイクルの助成やごみ減量化のための啓発活動を行います。

❖ 部門別計画

- 常総環境センター第三次ごみ処理施設建設事業更新計画 (計画期間：平成 20 年度～24 年度)

用語解説

※1. 循環型社会：大量生産・大量廃棄の経済社会体系に代わって、省資源・再利用・再資源化・廃棄物の極小化を可能とする産業構造・生活様式などを組んだ社会体系

※2. レアメタル：資源として量が少ない、もしくは産出が難しい金属の総称、プラチナ、タンガステン、レアアース、クロムなどの約 30 種類

1 - 3 防災対策の推進

❖ 施策の目指す姿

- ・ 防災への取組みによって、市民が安心して生活できます。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	災害面で安全に暮らせるとする市民の割合	71.5%	80.0%

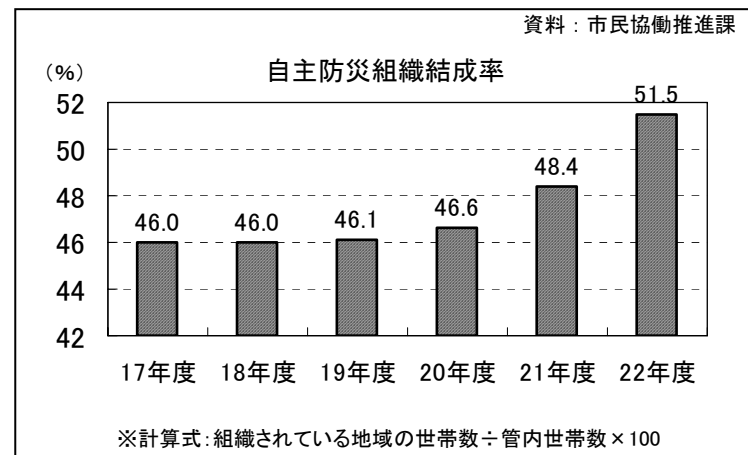
❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 自主防災組織の結成率の向上のため、自主防災組織活動育成事業補助金交付要綱に基づき、資機材購入等の支援を行っています。
- ・ 地域の防災力の向上のため、毎年、市主催の防災訓練を実施しています。
- ・ 災害時の相互応援体制は、南足柄市のほか、茨城県内の全市町村間での応援協定を締結しています。また、甚大な被害が生じた場合には、自衛隊による応援体制や茨城県の要請による他都道府県自治体の応援体制も確立されています。
- ・ 平成 21 年度に、防災無線のデジタル化への整備が終了し、従来の防災無線に比べて機動性が向上しました。
- ・ 平成 20 年 8 月のゲリラ豪雨に伴い、床下浸水被害が発生したことから、その対策の一環として、これまで市内に 1 箇所だった雨量計設置箇所を 4 箇所に増設しました。新設の 3 箇所については、デジタル無線を利用したデータ送信ができるようになりました。
- ・ 平成 20 年 1 月に「災害時要援護者登録事業実施要綱」を制定し、平成 22 年 1 月には「災害時要援護者対応マニュアル」を策定しました。
- ・ 平成 23 年 3 月に発生した大震災の対応等を教訓に、地域防災計画（災害対策マニュアル）の見直しを図っています。

〔課題〕

- ・ 自主防災組織の結成率が低いことから、強化を図る必要があります。また、既存の組織については、活性化を図ることが課題です。
- ・ 市民の防災意識の啓発とともに、障害者や一人暮らし高齢者など災害時要援護者の安全確保や救護体制の確保について、市民と行政の協働による対策が必要です。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業	主な取組み
1 市民の防災意識の向上	市民の防災意識を高め、災害時に適切な対応ができるように努めます。 ・ 自主防災組織の結成促進及び防災訓練の実施による防災意識の向上
2 災害時における行政による支援体制の充実	支援体制が充実し、災害時の被害が軽減され、避難者が食糧や物資等の支援を受けられるよう努めます。 ・ 防災倉庫や防災無線の維持管理及び水防事業の充実
3 要援護者の避難支援	要援護者が安全に避難し、適切な避難生活が送れるよう努めます。 ・ 災害時要援護者登録者の避難支援体制の整備推進 ・ 福祉施設等への福祉避難所の設置の推進

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 「自らの身は自ら守る」という意識を持ち、各家庭で食糧や飲料の備蓄や非常持出品の準備を行うなど自主的に災害に備えるとともに、防災訓練に積極的に参加します。
- 災害発生時には、それぞれの地域で力を合わせ、できる範囲で救助又は援助活動を行います。また、各防災機関が行う救助活動に協力します。
- 自治会等は、地域のコミュニケーションを活発化し、災害時要援護者の把握に努めます。
- 自治会等は、自主防災組織の結成に努めます。

【行政の役割】

- 災害が発生したときは、迅速に被害状況を把握できるような体制をつくとともに、被害拡大防止のための実践行動がとれるよう日ごろから訓練を行います。
- 食糧、備品、資材、機材などの備蓄を行います。
- 防災訓練を実施するなど、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、地域との連携を強化します。
- 災害時要援護者を日ごろから把握し、援助体制を整備します。

❖ 部門別計画

- ・ 守谷市地域防災計画（策定年度：平成 16 年度）

1-4 消防・救急の充実

❖ 施策の目指す姿

- ・ 市民の生命・身体・財産が守られています。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	火災発生件数	11 件	11 件
2	火災による死傷者数	2 名	0 名
3	市の救急体制が整っていると思う市民の割合	70.4%	75.0%

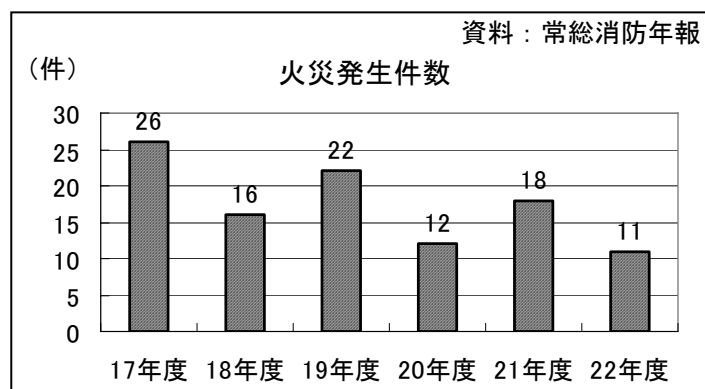
❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 消防・救急に関する業務については、常総地方広域市町村圏事務組合の常総広域消防本部で主に取り組んでおり、市は消防・救急に関する負担金（平成 22 年度実績で約 882 百万円）を同組合に支出しています。
- ・ 消防の充実強化を図るために、県内消防本部の広域化を検討しています。
- ・ 平成 21 年度に女性消防団を結成し、現在 14 名の団員が活動しています。
- ・ 平成 22 年度に茨城県はドクターヘリの運用を開始し、守谷市のランデブーポイント（場外離着陸場）は 11 箇所となっています。
- ・ 平成 23 年度に、消防団配備の小型ポンプ 8 台を更新しました。
- ・ 平成 18 年度の消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、平成 21 年の市内の設置率は約 50%となっています。

〔課題〕

- ・ 消防や救急については、初期消火や応急処置などの現場対応が重要なことから、市民一人ひとりが正しい知識を身につけ、自主的に初動活動を実践できることが必要です。
- ・ 火災警報器の未設置住宅への設置促進が課題です。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取組み
1	消防体制の強化	火災現場への迅速な出動や消火が行える体制を目指します。 ・ 市消防団員の技術の向上及び消防車両、消防施設の充実 ・ 消火栓等の消防施設の整備
2	救命・救急の充実	迅速な救急出動や適切な処置を行い、いち早く医療機関に搬送できる体制を目指します。 ・ 不必要な救急車の呼出防止のための市民意識の啓発 ・ 市民の普通救命講習（AED（※）使用の講習）受講の促進
3	市民による防火対策の充実	市民の防火意識の向上と、火災の発生率低下を目指します。 ・ 自治会等における、初期消火訓練の実施 ・ 家庭への消火器や火災警報器の設置の促進

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 常に防火意識を持ち、家庭への消火器や火災警報器の設置に努めます。
- 必要以上に救急車を呼ばないように努めます。

【行政の役割】

- 広域消防と市消防団の火災時の協力体制を強化し、迅速な消火に努めます。
- 市消防団による火災予防の啓発活動を行います。
- 市民の救急救命知識の向上に努めます。

用語解説

※ AED（自動体外式除細動器）：心室細動（心臓の心室が小刻みに震えて全身に血液を送ることができない状態のこと）の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器

1-5 交通安全の推進

❖ 施策の目指す姿

- ・ 交通事故が減少します。

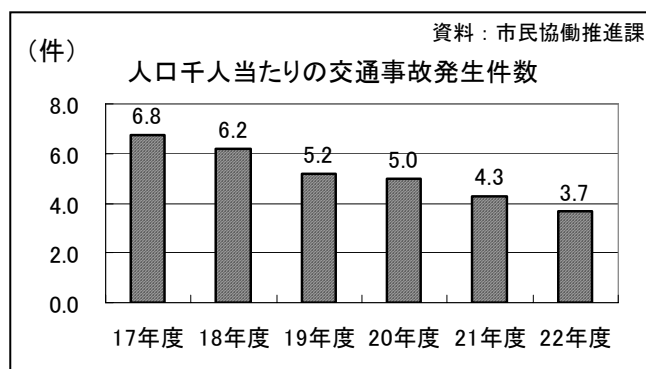
❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	人口千人当たりの交通事故発生件数	3.7件	3.0件

❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 交通安全街頭キャンペーンや学童の登校時における、街頭指導及び幼児・児童を対象とした交通安全教室の開催等により、交通ルールの厳守と正しい交通マナーの習慣付けを行い、市民の交通事故防止を図っています。
- ・ 平成22年12月現在、人口に占める市民の運転免許証保有者の割合は68.3%で、県平均68.7%と同程度です。
- ・ 平成22年の交通事故発生件数は231件、人口千人当たりの件数は3.7件で、常総広域圏内（※）の平均3.9件と同程度となっています。県平均の5.5件と比べると少ない状況です。



〔課題〕

- ・ 交通量の増加等に伴う、幹線道路を中心としたセンターライン等の磨耗や道路の新設により、維持管理費が増加していることから、優先順位をつけた計画的な維持管理を行う必要があります。また、信号機については設置要望が多い状況にありますが、設置は県公安委員会が管轄であるため、継続的に地区警察署を通して要望を行う必要があります。
- ・ 交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、市民から交通規制（横断歩道、止まれ表示、速度制限など）の要望が多く、また、児童・生徒の登下校時の交通安全確保が強く求められており、危険箇所を確認して対応をしていく必要があります。
- ・ スポーツ系自転車がブームとなっていることもあり、自転車事故が多くなっています。交通安全教室等、啓発活動が必要です。
- ・ 高齢者の交通事故が多くなっており、高齢者のための交通安全教室を開催する必要があります。

❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取組み
1	交通安全施設等の整備	危険箇所を減らし、道路の安全性向上を目指します。 ・ 交通安全施設整備の促進 ・ 交通安全施設の維持管理の徹底
2	交通安全意識の向上	交通ルールやマナーの向上を目指します。 ・ 交通安全啓発活動の実施 ・ 幼児、児童、高齢者への交通安全教室の開催 ・ 交通指導隊や通学補助員による街頭指導の実施 ・ 放置自転車対策の実施

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 交通ルールとマナーを守り、交通安全に努めます。

【行政の役割】

- 交通安全街頭キャンペーンや交通安全教室を通して、市民の交通安全意識の向上を図ります。
- 交通事故を防止するため、交通安全施設の整備及び維持管理を行います。

❖ 部門別計画

- ・ 守谷市交通安全計画（計画期間：平成23年度～27年度）

用語解説

※ 常総広域圏：昭和47年3月31日に設立された常総地方広域市町村圏事務組合の圏域を指し、現在の組合構成自治体は、常総市、取手市、守谷市、つくばみらい市の4団体。広域的根幹事業として「環境センター（ごみ処理施設）」、「広域消防」、「老人福祉センター（白寿荘）」、「総合運動公園」、「視聴覚ライブラリー」、「職員共同研修」、「総合防災センター」、「障害者支援入所施設ふれあいの杜」の事業を実施

1-6 防犯対策の推進

❖ 施策の目指す姿

- ・ 市民が犯罪から守られ、被害に遭わないまちになります。

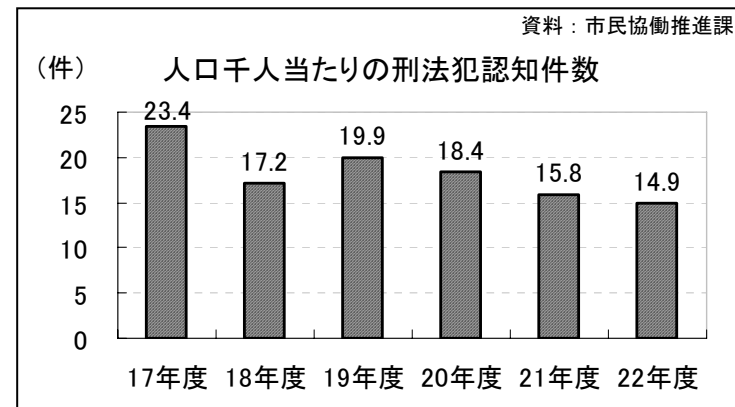
❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	人口千人当たりの刑法犯認知件数（※）	14.9 件	14.0 件

❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 市の人口千人当たりの刑法犯認知件数は、平成 19 年以降、減少傾向（グラフ参照）にあります。
- ・ 犯罪の内容は、乗り物盗（主に守谷地区での自転車）が多い状況です。
- ・ 平成 21 年度から、警察官 0B を防犯指導員として任命し、現在 2 名で活動しているほか、警察に委嘱された市民による防犯連絡員と連携し、防犯活動を行っています。
- ・ 平成 21 年度に、国において「消費者庁」が設置され、消費者行政の強化が図られています。
- ・ 市で実施している消費生活相談における相談件数は、平成 17 年度が 271 件、平成 22 年度が 453 件と大幅に増加しています。



〔課題〕

- ・ 犯罪抑止のために、団塊の世代の方々が防犯パトロール等の防犯活動に参加しやすい環境づくりが必要です。
- ・ 高齢者や若年層を狙った悪質商法などの消費者トラブルが複雑多様化しているため、相談員の育成が急務です。

❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取組み
1	防犯意識の向上	犯罪から自らを守る対策の啓発に努めます。 ・ 防犯啓発事業の充実 ・ 防犯講習会の開催による防犯意識の向上 ・ 防犯指導員による出前講座の充実
2	地域で行う防犯活動の実践	地域ぐるみの防犯活動が実践できるようにします。 ・ 防犯パトロールの継続 ・ 地域での防犯団体の結成の支援
3	まちの防犯機能の充実	防犯施設等を設置し、犯罪の抑止や安全性の向上に努めます。 ・ 防犯灯の計画的な修繕及び設置 ・ 街路灯の計画的な修繕及び設置
4	消費者の安全・安心の確保	消費トラブルの未然防止や被害の軽減に努めます。 ・ 消費生活センターにおける、消費生活相談の実施 ・ 消費者の会との連携による、消費トラブル防止意識の向上 ・ 消費トラブルの未然防止のための啓発

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 市民一人ひとりが常に防犯意識を持ち、戸締まりを確認する、自転車に施錠する、自動車に貴重品等を置かないなどして、犯罪に遭わないように努めます。
- 地域の犯罪をなくすために、近所とのコミュニケーションを図り、パトロール活動などの防犯活動に協力します。

【行政の役割】

- 警察や関係機関からの情報を市民に提供し、市民の防犯意識を高めます。
- 警察や防犯活動団体等と連携し、地域の防犯活動を促進します。
- 消費生活センターの充実と市民への周知を図ります。

用語解説

- ※ 刑法犯認知件数：刑法犯とは、刑法犯総数から道路上の交通事故に係る、業務上（重）過失致死傷罪分を除いた刑法犯のこと。また、認知件数とは、犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒により、その発生を警察において認知した件数

2-7 子育て支援の充実

❖ 施策の目指す姿

- ・ 子どもを安心して育てることができる環境が整っています。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	安心して子育てができるまちだと思える子育て世帯の割合	74.3%	80.0%
2	住み心地が良いまちだと思える中学生・高校生の割合	67.8%	80.0%

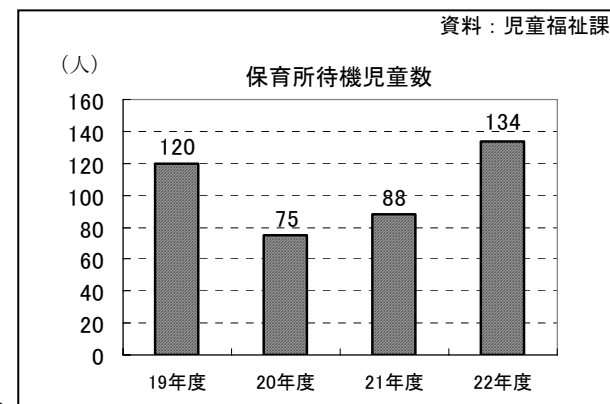
❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 平成 22 年度末の保育所入所児童数は延べ 854 人で、保育所待機児童数は 134 人となっています。私立幼稚園在園児数は市外の幼稚園も含め 1,531 人ですが、一部の園では定員割れの状態となっています。このような状況の中、国では幼保一体化（※）への動きがあります。
- ・ マンション建設などにより若い世代が増加したため、0 歳から 18 歳の人口が増加（平成 17 年度 10,470 人→平成 22 年度 11,810 人）しています。
- ・ 共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりに伴い、平成 18 年度から平成 21 年度までに、保育所 4 園が開設されましたが、待機児童数は増加（平成 22 年度 88 名→平成 23 年度 134 名）しています。また、待機児童は 0 歳から 2 歳児に偏っています。
- ・ 放課後児童クラブでは、保護者から対象を高学年まで拡大するよう要望がありますが、施設と指導員の確保が困難であるため難しい状況です。
- ・ 平成 20 年度に、南北に児童センターが開設し、平成 22 年度の年間延べ利用者は 122,928 人となっています。また、守谷駅東部地域への開設要望も出ています。
- ・ 保護者の育児不安等については、家庭児童相談室、保健センター等への相談が常態化しています。
- ・ 平成 22 年に、国の施策として「こども手当」の支給が始まり、子育てへの経済的支援が実施されています。

〔課題〕

- ・ 保育所待機児童解消のため、民間事業者による保育所新設や定員増などの受入れ枠を拡大する対策が必要です。
- ・ 保護者からの相談は、子育て不安や児童虐待など内容や程度が多岐にわたっているため、専門的な知識に基づく相談体制の充実が必要です。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業	主な取り組み
1 多様な保育サービスの提供	保護者が、子どもを預けて、安心して就労できるサービスを提供します。 ・ 保育所事業の充実と待機児童の解消 ・ ファミリーサポートセンター及び一時預かり保育の充実
2 安心して遊べる場の提供	子どもが、安全に遊び、学び、世代交流できる場を提供します。 ・ 児童センターのサービス内容の充実 ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携強化及び民間委託の導入
3 子育て不安の解消と交流の場の提供	子育てに関する支援を受ける機会や、知人友人との相談や情報交換ができる場を提供し、保護者の不安解消や精神的負担の軽減を目指します。 ・ 子育て支援のネットワーク化推進 ・ 市民参加による子育てボランティアの育成支援 ・ 父親の育児参加の促進 ・ 地域との連携強化
4 子育ての経済的負担の軽減	保護者の経済的負担を軽減します。 ・ 子育て家庭への経済的支援のための手当を支給 ・ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の実施

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 保護者は、子育ての第一義的責任が保護者にあることを自覚します。
- 市民は、地域コミュニティを活性化し、地域の大人たちが自分のできることを通して子どもたちの子育てにかかわります。

【行政の役割】

- 保護者の子育てに関する、精神的、経済的な不安や負担を軽減するための支援に努めます。
- 子どもの安全な居場所の確保に努めます。
- 家庭や学校、地域などと連携しながら、子どもを産み育てやすい環境の整備に努めます。

❖ 部門別計画

- ・ 守谷市次世代育成支援対策行動計画〔後期計画〕（計画期間：平成 22 年度～26 年度）

用語解説

※ 幼保一体化：幼稚園と保育所を一体化し、教育水準の均等化とサービスの効率化を目指す政策

2-8 高齢者福祉の推進

❖ 施策の目指す姿

- ・健康に配慮し、自立した生活を送り続けられます。
- ・一人ひとりの状態や状況に応じた介護サービスを受けることで、生活が維持・改善されます。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	自立高齢者の割合	89.4%	90.0%
2	要介護認定者の現状維持・改善した人の割合	74.9%	78.5%
3	要支援認定者の現状維持・改善した人の割合	60.2%	63.2%

❖ 現状と課題

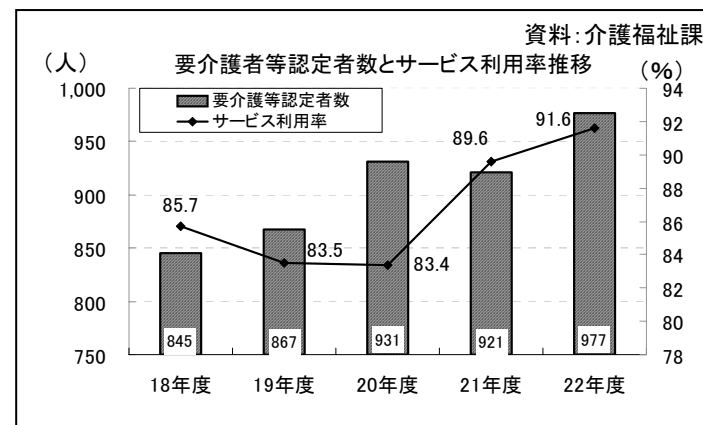
〔現状〕

- ・平成23年度に、介護保険法及び老人福祉法等の関連法令が改正（平成24年4月1日施行）され、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みが進められています。
- ・今後の予想として、平成26年度に前期高齢者（※1）が大幅に増加（平成22年度5,471人→平成26年度7,805人）する見込みです。
- ・平成20年度の市の65～69歳の障害調整健康余命（※2）は、女性が20.23年で県平均20.26年よりやや低く、県内市町村順位は21位となっています。男性は17.13年で県平均16.76年よりやや高く、順位は8位となっています。
- ・平成18年度に地域包括支援センターを設置し、高齢者の生活や介護、認知症ケアや予防などの総合相談業務を実施しています。

- ・「出前サロン」（※3）設置数が、大きく増加（平成16年度5か所→平成22年度17か所）し、健康体操などが活発に行われています。
- ・介護保険の要介護認定における認定率は横ばいですが、認定者は56人増加（平成21年度認定率10.5%認定者921人→平成22年度認定率10.6%認定者977人）しています。認知症相談件数は増加傾向（平成18年度26件→平成22年度78件）にあり、行方不明者が発生するなどしています。

〔課題〕

- ・団塊世代等による急激な前期高齢者の増加への対応として、介護予防の徹底と、高齢者の交流の場や活動への支援が求められています。
- ・認知症患者の増加に伴い、相談体制の充実や支援対策の役割が大きくなっています。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業	主な取り組み
1 生きがいくりの機会と社会参加の促進	仕事や趣味、スポーツなどの生きがいをもつ高齢者を増やします。 地域活動などに参加する高齢者を増やします。 ・団塊の世代や退職した市民対象の生涯学習やスポーツ活動の推進 ・地域主体の生きがい活動へ的高齢者の参加促進 ・地域包括ケアの推進
2 高齢者の介護予防の推進	健康づくりをする高齢者を増やします。 介護が必要とされない体力を持ち、自立して行動できる高齢者を増やします。 ・地域包括支援センターでの介護予防事業の積極的推進 ・介護予防活動に対する市民の意識啓発 ・要支援者が要介護状態に移行しないための対策実施
3 介護保険の適切なサービス利用	要支援・要介護認定者に対して、適切なサービスを提供します。 ・適切なケアマネジメントの実施 ・要介護認定者に対する情報提供
4 高齢者福祉サービスによる支援	高齢者の日常生活における負担が軽減され、安心して生活ができるよう支援します。 ・ひとり暮らし高齢者などへの生活支援サービスの実施 ・介護保険該当外サービスによる日常生活支援の推進

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 高齢者自身が、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、積極的に社会参加します。
- 家庭や地域は、高齢者の役割を認識し、敬意、居場所づくり等高齢者の社会参加に協力します。
- 過剰な介護によって自立を妨げないようにします。介護が必要な状態であっても「被介護者自身ができること」を見つけ、その状態に応じて家庭内での役割を持たせるよう努めます。

【行政の役割】

- 高齢者の居場所づくりを支援し、啓発に努めます。
- 地域包括ケアシステムの推進に努めます。
- 要介護者の状態に応じた、適正で、自立が図れるケアプラン作成を指導するなど、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の資質向上に努めます。

❖ 部門別計画

- ・第5期守谷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（計画期間：平成24年度～26年度）

用語解説

※1. 前期高齢者：65歳以上の高齢者のうち、65歳以上75歳未満の者

※2. 障害調整健康余命：健康に暮らせる期間と、障害を抱えてはいるが自立して生活できる期間を合わせた期間。健康状態を測るための指標の一つ

※3. 出前サロン：高齢者同士の交流やレクリエーション活動等の機会を提供する、市の独自事業

2-9 障害者（児）福祉の推進

❖ 施策の目指す姿

- ・ 地域社会で自立し安心して生活が送れます。

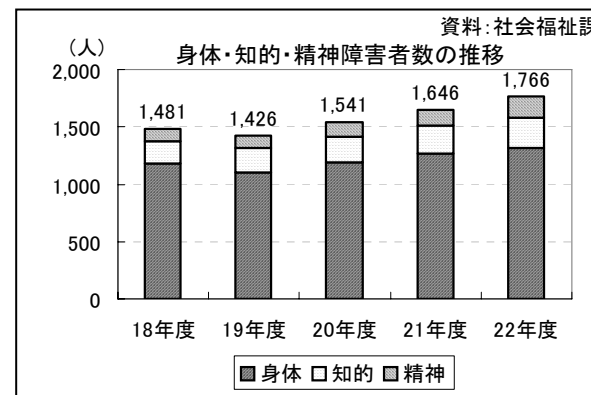
❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	安心して暮らしていると感じている障害者（保護者）の割合	40.7%	45.0%
2	障害者の就業の割合（16 歳以上～60 歳以下）	50.0%	51.0%

❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 平成 18 年 4 月に施行された「障害者自立支援法」が、平成 24 年度から一部改正され、障害福祉サービス等の制度変更が生じました。主な変更点として、児童に対する支援は、入所施設以外の支給決定事務を市町村に一元化し、併せて、児童福祉法の施策の一部に再編されることとなりました。しかし、この改正は、国の障害者保健福祉施策を見直すまでの経過的措置であり、今後、抜本的な障害福祉施策の変更が見込まれます。
- ・ 障害者基本法第 9 条の規定に基づき、平成 16 年に「守谷市障害者福祉計画」を、障害者自立支援法第 88 条の規定に基づき、平成 18 年に第 1 期、平成 21 年に第 2 期の「守谷市障害者福祉計画」を策定し、サービスの充実や施設の整備目標を定めました。
- ・ 各種手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付数は、年々増加傾向（平成 18 年度 1,481 件→平成 22 年度 1,766 件）にあります。
- ・ 障害者の入所施設は、平成 19 年度から常総地方広域市町村圏事務組合で運営する「常総ふれあいの杜」を開設しましたが、待機者が発生しています。また、知的及び精神障害者の入所施設が少ないため、グループホーム等居住施設の設置要望もあります。更に養護学校に通学する保護者からは、授業終了後や夏休み等の日中に預かる事業（日中一時支援事業）を行う施設が不足しているため、施設での受入人員の増員等の要望が寄せられています。
- ・ 障害者の就業は景気低迷の影響もあり、雇用が少なく働くことが困難な状況になっています。
- ・ 平成 9 年度から、発達に何らかの問題を有する乳幼児及び小学生とその保護者に対して、療育指導や相談等の支援を行う「こども療育教室」を開始し、療育指導及び相談件数は増加（平成 18 年度 1,785 件→平成 22 年度 2,429 件）しています。平成 18 年度には、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業所として県の指定を受け、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応等の療育指導や各種相談事業を行っています。



〔課題〕

- ・ 地域やボランティアの理解と支援を得て、障害者が地域社会で生活できる体制をつくるのが課題です。
- ・ 「日中一時支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」の実施施設と連携し、養護学校に通学する児童及び生徒の授業終了後や夏休み等における支援体制を構築することが課題です。

❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業	主な取組み
1 自立支援の充実（施設利用者以外）	障害者が日常生活を送る上での支障を軽減できるよう、支援を行います。 ・ 障害福祉サービス（居宅介護や短期入所等）及び相談支援の充実 ・ 補装具給付事業、更生医療給付事業等の自立支援の充実
2 地域生活支援事業の利用促進	障害者の適性や能力に応じ、自立した日常生活又は社会生活を送るとともに、障害の有無に関わらず市民が安心して暮らせるようにします。 ・ 障害者地域生活支援の充実 ・ ボランティア活動の支援及び手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成 ・ 地域での障害者の居場所づくりや交流の場の提供
3 福祉施設サービスの充実	障害者が、通所施設や入所施設で、状態に応じた専門的な指導・訓練を受けながら生活できるようにします。 ・ 日中活動系サービス（※）事業の充実 ・ 施設入所支援事業、施設運営の充実
4 療育指導・相談の充実	相談や健診等により障害を早期に発見し、適切な療育指導を受けられるようにします。 相談や療育指導を受けることで、保護者の不安を軽減します。 ・ 障害児通所支援（児童発達支援事業）、療育指導の充実

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 市民は、障害に対する理解を深め、ボランティア意識を持ち、障害福祉活動への参加に努めます。
- 民間団体は、市民や行政と協働し、障害福祉活動への参画に努めます。
- 障害者は、地域で生活していくために周囲と協調して、自分でできることは自分で行うなど、自らの意識の改革を心がけます。

【行政の役割】

- 守谷市障害者福祉計画及び守谷市障害者福祉計画に基づいて、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施します。
- 常総地方広域市町村圏事務組合の障害者支援入所施設の運営を支援します。

❖ 部門別計画

- ・ 守谷市障害者福祉計画（計画期間：平成 16 年度～25 年度）
- ・ 守谷市障害福祉計画〔第 3 期〕（計画期間：平成 24 年度～26 年度）

用語解説

※ 日中活動系サービス：入所又は通所施設で昼間の活動を支援するサービス（生活介護等）

2-10 健康づくりの推進

❖ 施策の目指す姿

- ・心身ともに健康で生きがいのある生活が送れます。
- ・生活習慣病による死亡者数が減少します。

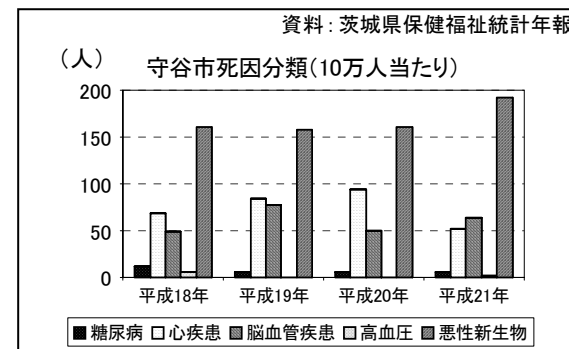
❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	心身ともに健康だと感じている市民の割合	76.2%	80.0%
2	生活習慣病による死亡者数（10万人当たり）	314.5人 (平成21年度)	490.0人

❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・乳幼児健康診査は、毎年95%と高い受診率を保っています。未熟児訪問では、平成20年に県から権限移譲を受けた低体重児届出の受付も併せて、新生児訪問事業として実施しています。
- ・生後4箇月までの乳児家庭全戸訪問事業は、平成21年度に児童福祉法に基づく事業として位置づけられましたが、市では、母子保健推進員の活動として昭和48年から実施してきました。
- ・心の健康相談では、子どもから高齢者まで幅広い年齢層から相談が寄せられ、特に子育て中の母親の相談が増加しています。このため精神保健福祉士を配置し、相談事業の充実を図っています。
- ・平成20年度に、基本健康診査に変わり、国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査（※1）、特定保健指導（※2）の実施が義務付けられました。これを受けて、市は特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。
- ・予防接種事業については、平成17年以降めまぐるしく変わる法改正に対応しながら定期予防接種を実施してきました。平成21年の新型インフルエンザ流行に伴い、集団接種の実施や非課税世帯への接種助成を行いました。また、平成22年度からは、子どもを重い病気から守るため、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、おたふくワクチン、水痘ワクチンの任意予防接種の全額公費負担を実施しています。



〔課題〕

- ・乳幼児の健康保持、増進、健全な育成のため、乳幼児健康診査受診率を更に高めるとともに、乳幼児人口増加に対応するため、乳幼児健康診査回数を増加させる必要があります。
- ・生活習慣病予防のため、市民協働による健康づくり運動や特定健康診査の推進が必要です。
- ・がん検診については、平成22年度の受診率は12.9%となっており、今後は前期高齢者の増加に伴い、がん患者の増加も予想されるため、受診率をより向上させる対策が必要です。
- ・今後も新たな感染症への危機管理が必要です。

❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業	主な取組み
1 母子保健の充実	子どもと保護者が、ともに健やかな生活を送ることができるように健康管理を行います。 ・子育て機関との連携強化 ・個人通知や訪問による健康診査の受診促進
2 健康的な生活習慣の推進	市民が、自ら進んで生活習慣に気をつけ、健康的な生活を営むことができるようにします。 ・各種健康相談及び健康教室の充実 ・各種検診の充実及び個人通知による受診促進 ・疾病の早期発見・早期治療の奨励
3 食育の推進	市民が、食に関する正しい知識を身につけ、食事や栄養に気をつけることができるようにします。 ・食育推進計画に基づく食育の推進 ・食生活改善推進員による、食育の普及促進
4 感染症の予防・拡大防止	感染症の予防と啓発に努め、発生とまん延を防ぎます。 ・感染症予防体制の充実 ・各種予防接種率の向上
5 地域医療体制の確保	市民が、いつでも安心して医療が受けられる体制を整備します。 ・保健、医療、福祉が連携した総合的な保健医療サービスの提供 ・充実した救急医療体制の促進、小児救急医療体制整備のための働き掛け

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自らづくり、自ら守る」という健康意識を自覚し、生涯にわたり生活習慣病の予防や生活習慣の改善・見直しの実践に努めます。
- 健康で生きがいのある生活が営めるよう、自分に合った健康づくり活動や正しい食生活を実践するとともに、家族や周囲の人々の健康について気をつけます。

【行政の役割】

- 市民の健康増進のため、生活習慣病等に関する正しい知識の普及や健康教育を推進するとともに、生活習慣の改善が必要な市民に対して、健康相談や指導に努めます。
- 疾病を早期に発見、治療するため、市民が参加しやすい各種検診事業を実施します。
- 乳幼児から大人までの医療の充実を図り、休日夜間の急病患者に対する医療体制を確保します。

❖ 部門別計画

- ・健康もりや・健やか親子21計画（計画期間：平成16年度～25年度）
- ・特定健康診査等実施計画（計画期間：平成20年度～24年度）

用語解説

- ※1. 特定健康診査：糖尿病や高血圧症等の生活習慣病予防を目的に、40歳～74歳の健康保険組合、国民健康保険等の被保険者・被扶養者を対象に平成20年4月から実施している健康診査
- ※2. 特定保健指導：特定健康診査結果から、生活習慣病発生リスクが高い者に対して実施する、生活習慣を見直すための様々なアドバイスなどのサポートを行うこと

2-1-1 地域福祉の推進

❖ 施策の目指す姿

- ・ 同じ地域で暮らす市民が、お互いに支え合うという意識が高まり実践されます。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	地域福祉活動でお互いに支え合っていると思う市民の割合	49.9%	55.0%

❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 市の福祉政策は、「障害者福祉計画」「障害福祉計画」「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「次世代育成支援対策行動計画」「健康もりや・健やか親子 21 計画」の個別計画に基づき、事業を実施しています。

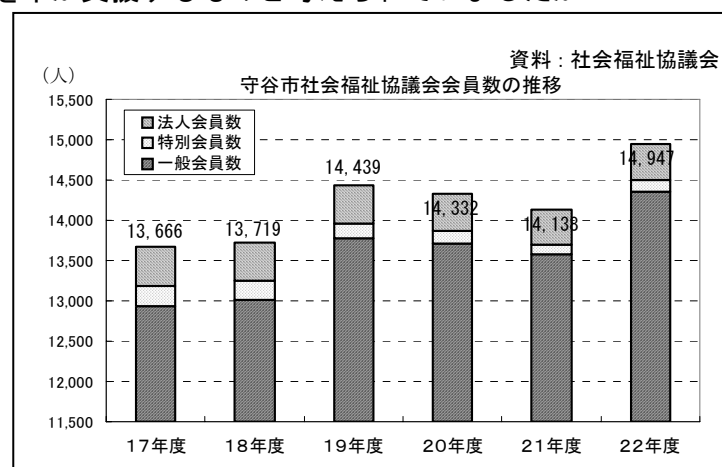
- ・ これまでの福祉は、一般的に社会的に弱い立場の人を市が支援するものと考えられていましたが今日の複雑・多様化する市民の福祉ニーズに対して、市の施策のみでは十分な対応が困難になってきています。また、誰もが安心して生活できる地域をつくっていくためには、身近な地域を中心に、市と市民が共に考え、参加し、支え合う取り組みがより重要になってきています。

- ・ 地域の様々な福祉ニーズに対応するため、市民、団体、民間（事業者）、市が協働し、それぞれの役割を担い、主体的かつ細やかに課題の解決に取り組めるよう、「地域の助け合いによる福祉（共助）（※）」が促進される地域づくりが求められています。

- ・ 平成 15 年度の社会福祉法の改正により、市町村地域福祉計画の策定が規定されたことから、市でも地域福祉を推進するため、平成 22 年度から 23 年度で「守谷市地域福祉計画」を策定しました。策定に当たっては、市内を 6 地区に分けて座談会を開催し、地域の福祉ニーズを把握するとともに、地区ごとの地域福祉計画を市民と協力して作り上げました。また、社会福祉協議会では、「守谷市地域福祉計画」に整合した「守谷市地域福祉活動計画」を策定しました。

〔課題〕

- ・ 計画を実現するための体制作りとして、区長、民生委員、老人会、子ども会等の各種団体、ボランティア団体、行政、社会福祉協議会、福祉施設などの連携・協力が一層求められています。同時に、地域のリーダーや地域福祉を推進する担い手の育成も必要となっています。
- ・ 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する上で中心的な役割を果たす立場であることから、会員数の増加及び体制の強化を図る必要があります。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取組み
1	地域福祉意識の醸成と担い手育成	市民の地域福祉に関する意識を醸成し、個人または市民活動団体が地域福祉活動の担い手となるよう支援します。 ・ 福祉・ボランティア教育などの啓発活動の推進 ・ 潜在的福祉ボランティア人材の発掘、確保 ・ 地域で活躍するリーダーの育成
2	地域福祉活動の活性化	各種福祉施策の総合的推進を図るため、地域福祉活動が活発化するよう体制づくりを推進します。 ・ 地域において、様々な福祉サービスを適切に利用できる体制づくりの促進 ・ 小地域で支え合うネットワークの形成 ・ 民生委員・児童委員の活動支援 ・ 更生保護活動の支援 ・ 地域における福祉団体及びボランティア団体等との連携強化
3	社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が地域福祉推進の核として機能するよう連携強化します。また、地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。 ・ 社会福祉協議会の支援 ・ 社会福祉協議会との連携強化

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 地域が抱える問題を解決するため、共に支え合う地域福祉に取り組みます。
- 市民自らが行うこと、地域でやるべきこと、事業者がやるべきこと、行政と協働でやるべきことを考え自主的に行動します。

【行政の役割】

- 地域の中で、様々な福祉サービスが適切に利用できるよう促進します。
- 地域福祉の必要性・重要性を啓発します。
- 地域福祉を推進する人材の発掘・養成に取り組みます。
- 自治会をはじめ、まちづくり、地域づくりに参加するコミュニティ活動を支援します。

❖ 部門別計画

- ・ 守谷市地域福祉計画（計画期間：平成 24 年度～28 年度）

用語解説

- ※ 共助：いろいろな取り組みを市民・団体・民間（事業者）・市などが協働で行うこと
- 自助：それぞれができることを個人や家族の努力で行うこと
- 互助：隣近所や友人、知人で思いやりを持ち、互いに助け合って行うこと
- 公助：国・県・市が主体的に支援を行うこと

2-12 社会保障の健全運営

❖ 施策の目指す姿

- ・安心して社会保障を受けることができます。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	被保険者一人当たりの経費（国民健康保険医療費＋後期高齢者医療保険医療費＋介護保険給付費）	1,216千円 (平成21年度)	1,550千円

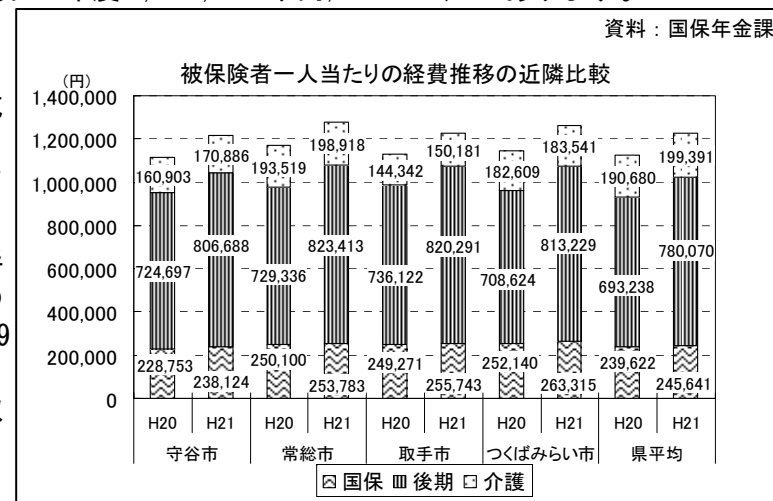
❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・市では、急激に高齢化（※1）（平成17年度6,491人→平成22年度9,174人）が進んでいます。
- ・平成23年6月、政府・与党社会保障改革本部が「社会保障・税一体改革成案」を決定、閣議に報告するなど、社会保障全般を見直す流れとなっています。
- ・国民健康保険は、退職者や非正規雇用者等の加入に伴い、被保険者数が微増（平成20年度14,142人→平成22年度14,799人）するとともに、医療費も増大（平成20年度3,232,055千円→平成22年度3,618,793千円）しています。国民健康保険税収入は、賦課調定額、収納率ともに減少傾向（平成20年度1,526,535千円、90.5%→平成22年度1,515,330千円、90.3%）にあります。
- ・後期高齢者医療は、制度開始から3年が経過し、医療費（平成20年度2,260,794千円→平成22年度2,932,134千円）・被保険者数（平成20年度3,429人→平成22年度3,720人）とも増加しているものの、安定した運営が行われています（平成25年度末制度廃止予定）。
- ・介護保険においては、要介護高齢者の増加に伴い、介護サービス利用者も増大し、介護保険の給付額も年々増加傾向（平成17年度1,362,509千円→平成22年度1,787,932千円）にあります。介護保険料は、年金からの特別徴収のため、収納率（平成17年度98.5%→平成22年度98.8%）は安定しています。
- ・市営住宅は整備後23年以上経過しており、平成21年度に補修工事を実施しています。
- ・生活保護受給世帯が、大幅に増加（平成18年度末67世帯→平成22年度末125世帯）しています。

〔課題〕

- ・「社会保障・税一体改革成案」の動向に留意し、円滑な対応を図る必要があります。
- ・国民健康保険については、医療費が増加し続けている反面、税収が減少傾向にあることから、法定外繰入金（※2）も増加し、健全運営のための対策が求められています。
- ・介護保険については、必要なサービス利用による給付の適正化などの対策が求められています。
- ・生活保護については、要保護者の実態把握などに努め、自立を促進する必要があります。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業	主な取組み
1 国民健康保険制度の健全な運営	被保険者に保険制度を理解してもらい、適正な負担と利用を促進します。 ・国民健康保険制度の趣旨普及、保険税の適正賦課と収納率の向上 ・レセプト点検、多受診・重複受診防止対策などの医療費の適正化 ・特定健診・特定保健指導の推進と疾病の早期発見・早期治療の奨励
2 後期高齢者医療制度の健全な運営	茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し、変化する制度への円滑な対応に努めます。 ・収納率向上、各種申請・届出の受付、相談業務の実施、新制度への対応
3 介護保険制度の健全な運営	被保険者に保険制度を理解してもらい、適正な負担と利用を促進します。 ・制度趣旨や健全な事業展開のための情報提供 ・ケアプランのチェックやレセプト情報確認などの介護費用の適正化
4 医療福祉費支給事務の遂行	医療にかかる経済的負担を軽減します。 ・小児、障害者、ひとり親家庭及び妊産婦に対する医療費の助成
5 セーフティネットによる自立支援	生活保護や公営住宅等のセーフティネット（※3）により、低所得者の生活支援と自立を促進します。 ・適正な保護の実施 ・就労及び自立支援の促進

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者は、必要な手続きを取り納付義務を果たします。
- 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者は、自ら適切な健康管理を行い、疾病予防に心がけ、必要以上の受診を回避します。
- 介護保険制度について十分理解し、過剰な介護によって自立を妨げないようにします。

【行政の役割】

- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料・介護保険料の適正賦課と収納対策を推進するとともに、適正な給付に努めます。また、国の制度改革に留意し、円滑な対応を図ります。
- 国民年金については、各種申請・届出の受付とともに、相談業務や制度の周知に努めます。
- 生活保護の決定に当たっては、厳正かつ公平な審査を行います。

❖ 部門別計画

- ・市営住宅長寿命化計画（策定年度：平成23年度）
- ・第5期守谷市高齢者福祉及び介護保険事業計画（計画期間：平成24年度～26年度）

用語解説

- ※1. 高齢化：総人口における65歳以上人口の割合が高まっていくこと
- ※2. 法定外繰入金：被保険者の医療費の増大などで、財源不足が生じた場合に保険税率を改正し、財源の確保を図ることが原則であるが、加入者への負担増を配慮し増額を避けるため一般会計から繰り入れるもの
- ※3. セーフティネット：「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。社会保障の一種

3-13 学校教育の充実

❖ 施策の目指す姿

- ・ 学校生活を楽しく過ごし、心身ともに健康で人間性豊かな人に成長します。
- ・ 社会の変化に対応した行動ができます。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	学校が楽しいと思う児童の割合（小学生）	95.0%	95.0%
2	学校が楽しいと思う生徒の割合（中学生）	89.5%	92.0%
3	「子どもたちが国際化や情報化などの社会の変化に対応した行動ができている」と感じている市民の割合	19.4%	25.0%

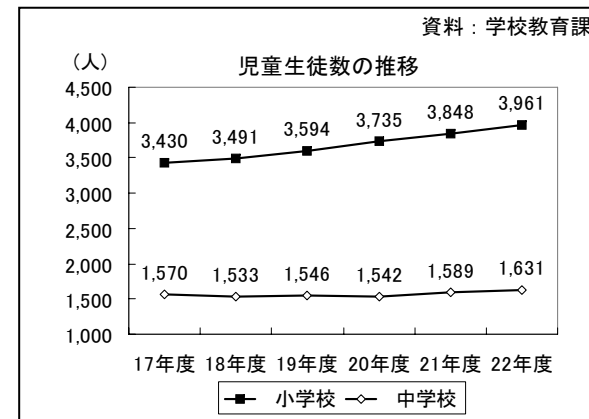
❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 人口増加に伴い、児童生徒数が増加（平成17年度5,000人→平成22年度5,592人）しています。
- ・ 私立学校に通学する児童生徒の割合は、平成23年度現在で小学生が0.3%、中学生が12.1%となっています。また、市内では特色ある私立学校の開校や、新たな進出も計画されています。
- ・ 平成21年度から、小中学校に学習支援ティーチャーを配置しています。平成23年度からは、小学校1年生で1クラス35人学級を導入し、より手厚い教育を行っています。また、特別支援学級等へ介護補助員33名を配置しています。
- ・ 平成13年度からALT（※1）を市内全小中学校に配置し、国際理解教育を推進しています。
- ・ 平成20年度に学校図書室ネットワークシステムを構築し、「課題解決学習」を推進しています。
- ・ 平成24年7月竣工を目途に進めている守谷小学校改築事業は、県産材を使用した木造校舎で、完成により市内学校の耐震化率は100%となります。

〔課題〕

- ・ 特別支援学級の児童生徒数の増加に対応するため、保護者・学校の連携強化が必要です。
- ・ 子どもたちの規範意識や道徳性、人間関係力の欠如等に対する解決策が必要です。
- ・ 地域社会に開かれた学校づくりを目指した学校運営、学校・家庭・地域の連携などが必要です。
- ・ 人口増加に伴う、学校間の児童生徒数の不均衡の解消と、児童生徒が急増している学校の教室確保が課題となっています。



❖ 基本事業の構成

基本事業	主な取組み
1 確かな学力の育成	児童生徒に、基礎的、基本的な知識及び技能を習得させます。 ・ 複数教員による学習指導の実施 ・ 児童生徒一人ひとりの発達や、学びの連続性を踏まえた教育の推進 ・ 家庭学習定着の推進
2 豊かな心を育む教育の推進	児童生徒が豊かな心を育み、良好な人間関係が築けるようにします。 ・ 体験型活動プログラムを活用した道徳授業の実施 ・ 教育相談、心の教室相談の充実 ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進
3 健康と体力を育む教育の推進	児童生徒の健やかな身体を育みます。 ・ 体力テストの成果評価に基づく体育授業の工夫 ・ 健康教室（薬物乱用防止・喫煙防止）の充実 ・ 給食活動等を通じた食に関する指導の充実
4 新しい時代に対応した教育の推進	国際化、情報化等の新しい時代に対応した教育を実施します。 ・ ALTの活用と国際理解教育の推進 ・ ICT機器（※2）等を活用した情報教育の充実 ・ 職場体験学習の充実
5 開かれた学校づくりと学校・家庭・地域の連携	保護者や地域住民との連携が図られた学校を目指します。 ・ 地域社会への授業公開と積極的な情報発信の実施 ・ スクールボランティアやゲストティーチャー等の積極的活用 ・ PTA活動及び学校運営協力員会議の充実
6 安全・安心な教育環境の整備	児童生徒が、安心して学べる環境を整備します。 ・ 校舎の増築・改修、体育館の改修の実施

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 保護者は、子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、思いやりのある人間に育てます。
- 家庭、地域社会全体が連携・協力して、子どもたちに社会的ルールを身につけさせ、社会の一員になるための教育をします。

【行政の役割】

- 児童生徒の学力の向上と、豊かな心の育成に努めます。
- 学校、家庭、地域が連携し、生徒指導連絡協議会（学校サポートチーム）や青少年相談員などと力を合わせ、子どもが健全に育つ環境づくりに努めます。
- 児童生徒が安心して学べる教育環境を整備するとともに、多様な教育環境の充実に努めます。

❖ 部門別計画

- ・ 守谷市学校教育プラン（計画期間：平成22年度～24年度）

用語解説

- ※1. ALT (Assistant Language Teacher)：外国語指導助手。学校で外国語授業の補助を行う
- ※2. ICT (Information Communication Technology)：情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT (Information Technology)が普及しているが、国際的にはICTが主流

3-14 生涯学習の推進

❖ 施策の目指す姿

- ・ 学習活動、スポーツ等の生涯学習に意欲を持った取組みがなされています。

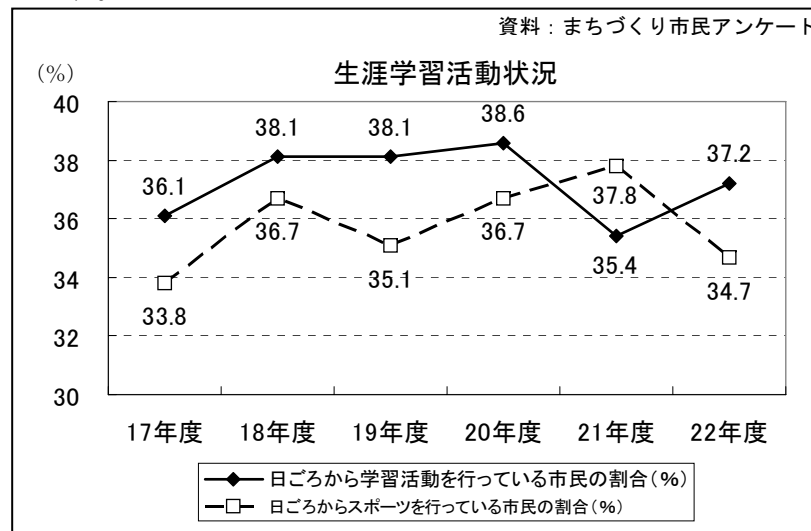
❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	生涯学習に取り組む市民の割合	38.9%	45.0%
2	日ごろからスポーツを行っている市民の割合	30.8%	40.0%

❖ 現状と課題

【現状】

- ・ 日ごろから学習活動又はスポーツを行っている市民の割合は、横ばい（グラフ参照）となっています。
- ・ 各種講座や教室等は、原則利用者負担による運営としていますが、社会的ニーズが多いものや、社会問題化しているテーマについては、市の全額負担により実施しています。また、平成24年度から公民館運営は「指定管理者制度」を導入します。
- ・ 体育協会との協働により、スポーツ大会やスポーツ教室を実施しています。
- ・ 文化協会との協働により、芸術祭事業や文化活動を実施しています。
- ・ 平成2年にドイツ・マインブルク市と、平成5年にアメリカ・グリーンリー市と国際姉妹都市提携を行っています。
- ・ 平成元年に設立した守谷市国際交流協会は、会員数も平成17年度371人から平成22年度412人と増加しています。
- ・ 国際交流員（CIR）（※）1名を配置し、様々な交流プログラムにより国際交流活動を展開しています。



【課題】

- ・ より多くの市民が学習・スポーツ活動を行えるよう、各種講座等の開催、芸術・文化の鑑賞の場の設定、郷土資料等の保管が必要です。また、それらに必要な施設整備も課題となっています。
- ・ 市民が異文化を通して国際理解を深めるために、外国人との交流を促進する事業の展開が必要です。

❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業	主な取組み
1 自主的なサークル活動の支援と学習機会・場の提供	市民が、生涯学習に自発的に参加できるよう、学習できる機会・場の提供に努めます。 ・ 学習機会、交流活動の場の提供 ・ 公民館まつり等、発表の場の充実 ・ 子ども読書活動の実施による読書意欲の高揚
2 生涯スポーツのきっかけづくりと自主的な活動の支援	市民がスポーツをする機会・場の提供に努めます。 ・ スポーツ少年団活動の支援 ・ 各種スポーツ教室等の開催
3 親しみを感じる芸術・文化の推進	芸術・文化・歴史に関する活動に触れる機会・場を提供し、市民が芸術や文化を気軽に親しめるようにします。 ・ 芸術・文化活動の振興のための事業の開催 ・ 芸術・文化活動の発表及び鑑賞の場の提供
4 文化財を愛する心の育成	地域の貴重な文化財を後世に継承し、活用します。 ・ 文化財調査事業の実施 ・ 文化財の保護及びPR活動の推進 ・ 資料室等の整備
5 国際交流の推進	市民が、異文化を尊重・理解して、外国人と接することができるようにします。 ・ 市内在住外国人との交流促進 ・ 姉妹都市交流の充実 ・ 国際交流団体の支援と国際交流事業の促進

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 市民一人ひとりが生涯学習への意識を持ち、自主的に生涯学習活動に取り組み、積極的に生涯学習活動に参加するよう努めます。
- 生涯学習を通して市民の交流を行います。
- 国際交流協会等の活動団体は、外国人の支援を行い、日本文化を理解してもらうよう努めます。

【行政の役割】

- 市民の自主的な生涯学習への取組みを支援します。
- 国際交流の機会を積極的に設け、市民参加を促進します。また、活動団体を支援します。

❖ 部門別計画

- ・ 守谷市文化財保護計画（計画期間：平成21年度～25年度）

用語解説

※ 国際交流員（CIR/Coordinator for International Relations）：外国との相互理解と地域の国際化を目的に、市町村などが実施する外国青年招致事業により配置された地域での国際交流事業に従事する外国青年

3-15 人権の尊重

❖ 施策の目指す姿

- 一人ひとりがお互いに人権を尊重し合い、同和問題や児童虐待等の人権問題がない生活を送ることができます。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	人権が尊重されているまちだと思ふ市民の割合	67.0%	70.0%

❖ 現状と課題

〔現状〕

- 国際化・情報化・高齢化に伴い、人権問題は複雑化し、インターネットによる人権侵害など、新たな問題も生じています。茨城県では、平成16年2月に「人権施策推進基本計画」を策定し、人権関連施策を積極的に推進しています。

- 市民アンケートにおいて、「男性女性という性別を理由として、役割を固定的に分けるという考え方に同感しない人」の割合は、微増（平成18年度73.8%→平成22年度77.3%）で推移しています。

- 平成21年3月に、守谷市男女共同参画推進条例の制定及び男女共同参画都市宣言をしました。

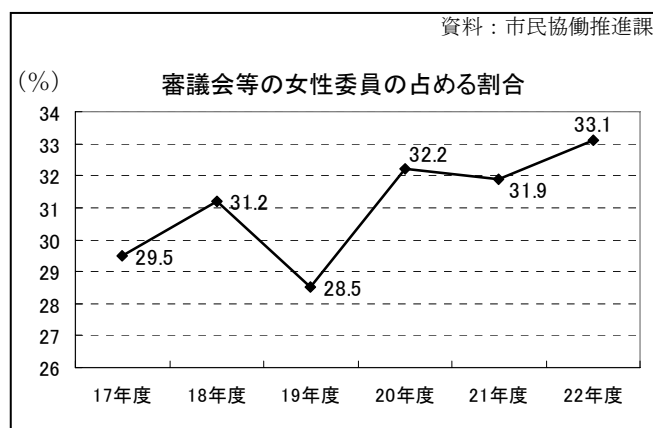
- 平成22年3月に、守谷市男女共同参画推進計画（後期実施計画）の策定、平成22年8月に、守谷市男女共同参画推進ネットワークを設置しました。

また、国においては、平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画が閣議決定され、地域における身近な男女共同参画の推進の措置が図られています。

- 全国的に、配偶者等に対する暴力（DV）（※1）や、児童虐待、高齢者虐待といった人権問題が依然として発生しています。市における平成22年度のDV措置件数は0件でしたが、児童虐待の相談対応件数は42件、全国では55,152件、県では928件となっています。平成21年度の市の高齢者虐待件数は14件で、県平均6.07件より倍以上多い状況にあります。

〔課題〕

- 男女共同参画に対する市民の意識がまだ低いため、男女共同参画に関する条例や宣言について、周知・推進するなど積極的に啓発活動を行う必要があります。
- DV、児童虐待、高齢者虐待など、様々な人権の尊重に関する相談体制の充実と、関係機関とのネットワーク整備が必要です。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取組み
1	人権尊重意識の向上	市民一人ひとりが人権意識を高め、人権を侵害することがない社会を目指します。 ・同和教育講演会、職員研修会、相談事業の実施 ・人権週間に合わせた街頭啓発の実施 ・市民全体の人権尊重意識の高揚を図る啓発の推進
2	男女共同参画意識の向上	男女がともに責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮するために、固定的な性別役割分担意識がなくなるようにします。 ・「守谷市男女共同参画推進計画」に基づく、男女共同参画に関する講演会やフォーラム等の実施 ・市民や事業者に対する啓発の推進 ・相談窓口の設置や推進体制の強化 ・男女共同参画推進委員会の開催
3	虐待などの人権問題の解消	子どもや高齢者及び配偶者間の人権が尊重され、虐待などの人権問題が解消されるように努めます。 ・関係機関との連携強化 ・児童及び高齢者、配偶者間での虐待の発生防止と早期発見 ・虐待予防、育児不安に対応できる健診・相談・訪問の充実 ・高齢者の擁護者への支援

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、お互いを思いやり、差別意識の解消に努めます。
- 市民は、男女共同参画の意識を持ち、性別役割分担意識をなくすよう努めます。
- 事業者は、男女共同参画への理解を深め、事業所内の男女差別の解消に努めます。

【行政の役割】

- 人権尊重に関する啓発及び教育を推進します。
- 人権侵害や差別があった場合は、被害者の救済措置を講ずるとともに、再発防止に努めます。
- 男女共同参画社会（※2）の啓発を積極的に行います。

❖ 部門別計画

- ・守谷市男女共同参画推進計画（後期実施計画）（計画期間：平成22年度～26年度）

用語解説

※1. DV（ドメスティックバイオレンス：Domestic Violence）：同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと

※2. 男女共同参画社会：男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと

4-16 調和のとれた市域の形成

❖ 施策の目指す姿

- ・ 秩序ある市域が構成され、市全体が調和の取れた発展をします。

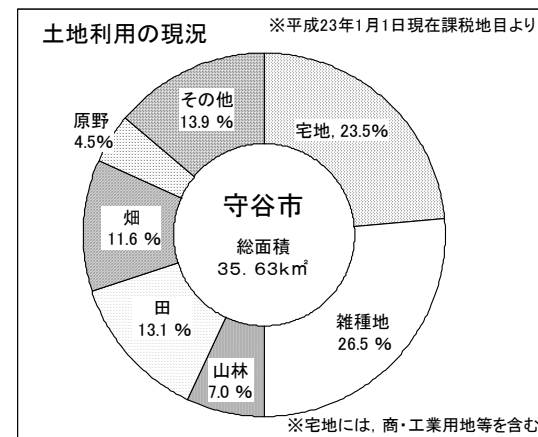
❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	調和のとれた土地利用がされていると思う市民の割合	61.9%	62.0%

❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 市域の面積は3,563ha（35.63km²）で、茨城県内で最も面積の小さい市です。市街化区域は985ha（市域面積の約28%）、市街化調整区域は2,578ha（同約72%）で、市域全域が都市計画区域に指定されています。
- ・ 市街地の整備は、昭和50年代から常総ニュータウン南・北守谷地区、みずき野地区、美園地区、ひがし野地区などの開発によって急速に進展しており、平成22年2月には守谷駅周辺地区の土地区画整理事業が完了しています。
- ・ 平成22年度に、新たな市街地整備のため、市街化区域の編入及び用途地域の一部見直しを行い、平成23年度からは松並地区及び原東地区において、組合施行による土地区画整理事業が施行されています。
- ・ 平成22年度に、建築物の高さを規制するため、新たに高度地区の指定を行っています。
- ・ 平成22年度現在、都市環境保全のために建築物や敷地に関する規制を定める地区計画を、市内10地区で定めています。
- ・ 平成22年度から、開発行為に関する許可等の事務権限が県から委譲されました。
- ・ 平成16年に守谷市民憲章の理念に基づき、集合住宅（4戸以上）建築に伴う紛争の未然防止を図るため、守谷市集合住宅の建築及び管理に関する条例を制定しています。
- ・ 平成18年に、守谷市家族向け分譲マンションの建築に関する指導要綱（一戸当たりの専用床面積の平均面積82m²以上、最低面積67m²以上）を定め、うるおいのある良好な住宅環境の形成を図っています。
- ・ 平成20年に市街化調整区域において、一戸建て住宅の建築を行う場合の最低敷地面積を300m²とする条例を定め、周辺と調和のとれた居住環境の形成を図っています。
- ・ 地籍調査（※）が未実施となっています。



〔課題〕

- ・ 市街化区域にある未利用地の利用促進を図っていく必要があります。
- ・ 市街化調整区域については、開発抑制などによる環境の保全を図る必要があります。

❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業	主な取り組み
1 計画的な土地利用	市街化区域の有効な土地利用の促進を図ります。 市街化調整区域の無秩序な開発を防ぎ、環境の保全に努めます。 ・ 市街化区域の利用促進及び市街化調整区域の開発抑制 ・ 必要に応じた、地域地区の設定や見直し
2 適切な規制と誘導	地域地区で定めた規制等により、適切な土地利用が行われるようにします。 ・ 規制内容の周知 ・ 規制に基づく土地利用の指導と誘導

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 土地利用に関するルールを守ります。
- 自然や街並みに配慮した土地利用に努めます。

【行政の役割】

- 秩序ある市街地形成のための都市計画を推進します。
- 土地利用に関するルール（規制）の周知を図るとともに、適切な指導を行います。

❖ 部門別計画

- ・ 守谷市都市計画マスタープラン（計画期間：平成22年度～37年度）
- ・ 第二次守谷市国土利用計画（計画期間：平成24年度～33年度）

用語解説

※ 地籍調査：一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査

4-17 緑を生かした景観の形成

❖ 施策の目指す姿

- ・ 市民が美しいと感じる景観が維持・創出されます。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	緑被率（公園・樹林地（※）・農地・草地・水面）	62.1%	60.0%
2	市内には、緑を活かした美しい景観が十分にあると思う市民の割合	75.9%	75.0%

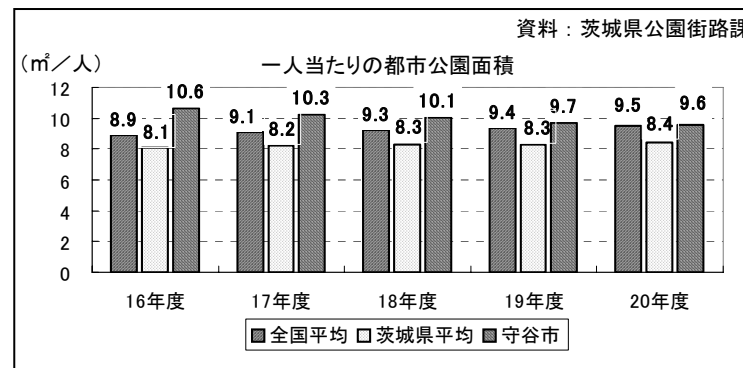
❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 平成19年4月に、守谷市景観法の施行等に関する条例を施行し、市内全域を景観地区に、守谷駅前の商業街区を景観重点地区に指定し、良好な景観の形成を進めています。
- ・ 守谷市緑の基本計画に基づき、平成23年度現在で、76.7haの保存緑地及び64本の保存樹木を指定し、積極的に緑の保全に努めています。平成22年度から緑地保存のため、守谷の象徴である保存緑地の土地買収を進めています。
- ・ 公園整備については、1人当たりの都市公園面積が9.6㎡で、人口増加に伴い年々減少しているものの、県平均8.4㎡、全国平均9.5㎡を上回っています。（平成20年度現在）
- ・ 守谷市は、大規模な宅地開発によって公園、緑地、街路樹などが整備され、住宅地の緑化も積極的に行われ、美しい街並み景観が形成されてきました。
- ・ 守谷市屋外広告物条例の制定に当たり、平成22年度に屋外広告物実態調査を実施しています。

〔課題〕

- ・ 魅力的な都市景観の形成のためには、守谷市景観計画について、市民の理解・協力と市の普及・啓発が必要です。
- ・ 都市化の進展に伴い、失われつつある本市の原風景である樹林地をはじめとする緑地を保存していく必要があります。
- ・ 地域で親しまれる公園の運営や維持管理費の軽減を図るため、公園等の里親制度を活用するとともに、公園の管理を協働で実施する組織や団体の発掘・育成を進めていく必要があります。さらに、守谷市都市公園施設長寿命化計画を策定し、維持管理費の軽減を図る必要があります。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取組み
1	美しい都市景観の形成	市民の景観意識を高め、美しい街並みを創出します。 ・ 守谷市景観計画の普及・啓発 ・ 屋外広告物条例の制定
2	緑地の保全	緑が確保されたうえにある景観を維持するため、市民・行政の協働により緑を保全します。 ・ 緑化推進の普及・啓発 ・ 地域の組織や団体等が行う緑化事業への支援 ・ 保存緑地の取得
3	公園・街路樹等の維持管理	公園・街路樹等の適切な維持管理を行います。 ・ 自主的に公園の維持管理を行う団体の育成 ・ 自治会などとの協働による樹木の剪定・間伐の推進

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 景観の重要性について理解し、良好な景観の保存や創出に努めます。
- 水や緑の大切さを理解し、自ら又は行政と協働して、自然環境を守るとともに緑化に努めます。
- 行政との協働により、市民共有の緑である公園・街路樹等の維持管理に努めます。

【行政の役割】

- 守谷市景観計画の周知を図り、理解と協力を求めます。
- 守谷市緑の基本計画に基づき、公園の整備、公共施設の緑化、緑地の保全、街路樹の整備などに努めます。
- 緑化推進の普及・啓発や、協働による公園管理、公園の里親制度を推進します。

❖ 部門別計画

- ・ 守谷市緑の基本計画（計画期間：平成14年度～32年度）
- ・ 守谷市景観計画（策定年度：平成19年度）
- ・ 守谷市都市公園施設長寿命化計画（策定期間：平成23年～24年度 策定年度：平成25年度）

用語解説

※ 樹林地：山林、河畔林、屋敷林、施設付属林等

4-18 道路網・公共交通体系の整備

❖ 施策の目指す姿

- ・市民が安全で快適に移動できるようになります。

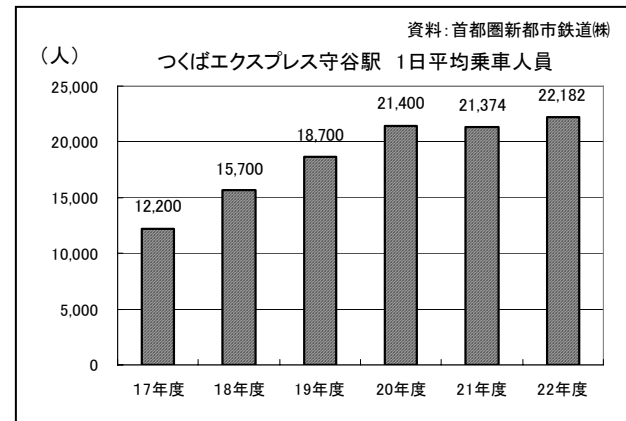
❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	市内の道路は安全に通行できると感じている市民の割合	69.3%	75.0%
2	公共交通に対する市民の満足度	49.3%	52.0%

❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・平成21年度末の市の道路改良率（※1）は、66.6%（県平均36.0%（平成21年4月1日現在））、道路舗装率（※2）は、76.5%（県平均61.4%（平成21年4月1日現在））と高い水準にあります。
- ・広域的あるいは市内での移動に重要な役割を担っている都市計画道路は、国道294号などの県事業8路線を含む計26路線の整備を県及び市で計画的に進めてきており、平成22年4月現在、総延長の65.2%の整備が完了しています。また、平成23年2月には、松並土地区画整理事業に伴い、5路線が新たに都市計画決定されました。
- ・つくばエクスプレスの利用者数は、平成17年8月の開業以来、毎年増加を続けており、平成22年度には1日の平均乗降客数が28万人を超えています。また、東京駅延伸の早期実現の促進を図っています。
- ・平成21年8月に、コミュニティバスの運行体制は、やまゆり号（2台体制）からモコバス（6台体制）に変更を行い、便数及びルート等の見直しを行いました。また、路線バスについても、北守谷急行バス（平成21年8月）、地域間交流バス（平成22年10月）路線を新設し、利便性の向上を図りました。



〔課題〕

- ・常総ふれあい道路などの幹線道路の傷みが急激に進み、計画的な補修が必要です。
- ・つくばエクスプレスの開業に伴い、みずき野方面から守谷駅にアクセスする交通を円滑にするための都市計画道路郷州沼崎線や、守谷駅周辺への交通集中を緩和するための都市計画道路坂町清水線の早期完成を目指し、継続して整備を進める必要があります。
- ・交通の利便性の向上のため、つくばエクスプレスの東京駅延伸が望まれています。

❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取組み
1	未改良道路の整備	歩行者・自転車・自動車が快適に通行できるよう、生活道路の整備を進めます。 ・生活道路等の状況に応じた道路の整備 ・道路の支障箇所等の的確な把握
2	道路の適切な維持管理	歩行者・自転車・自動車が安全に通行できるように維持管理や補修を行います。 ・快適な道路環境の整備 ・常総ふれあい道路をはじめとする市道の補修工事の推進
3	都市計画道路の整備	市内の移動がスムーズにできるように、道路ネットワークとして計画されている都市計画道路の整備を進めます。 ・郷州沼崎線の整備推進 ・坂町清水線の整備推進 ・供平板戸井線の整備促進 ・松並地区の土地区画整理事業に伴う都市計画道路5路線の整備
4	公共交通網の充実	バス、鉄道など公共交通による快適な移動を確保します。 ・つくばエクスプレスの東京駅延伸の促進 ・バス・鉄道相互の接続円滑化の促進 ・バス利用促進策の実施

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 道路に通行の妨げになる物を置かないこと、生垣や植木等が道路にはみださないようにすること、道路の落葉や排水溝（柵）の清掃などに心がけ、良好な道路環境の維持に努めます。
- 道路の不具合等について、市への速やかな連絡に努めます。
- 都市計画道路の整備や、生活道路の改良の重要性、必要性を理解します。
- バス、鉄道などの公共交通を積極的に利用します。

【行政の役割】

- 道路管理者として適切に市道を維持管理します。
- 都市計画道路を計画的に整備します。
- 誰もが利用しやすい公共交通環境の整備を進めます。

❖ 部門別計画

- ・守谷市橋梁長寿命化修繕計画（策定期間：平成23年度～24年度 策定年度：平成25年度）

用語解説

※1. 道路改良率：道路の整備水準を表す指標で、幅員4m以上の改良済道路の延長の全道路延長に対する比率

※2. 道路舗装率：道路の整備水準を表す指標で、舗装済道路の全延長に対する比率

4-19 上下水道事業の安定持続

❖ 施策のめざす姿

- 安定した水道水供給と汚水処理ができるよう、上下水道事業を持続します。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	安全な水道水が、安定的に供給されていると感じている市民の割合	83.6%	85.0%
2	下水道放流水質基準の適合率	100.0%	100.0%

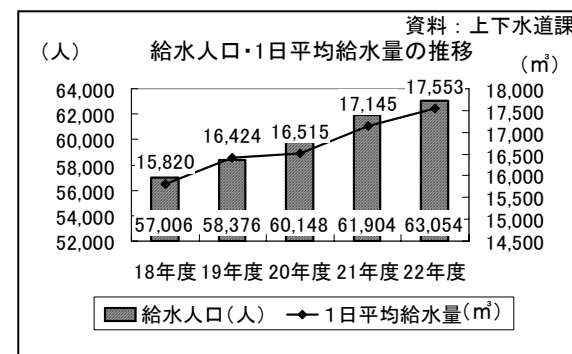
❖ 現状と課題

〔現状〕

- 水道事業は、昭和 47 年度から給水を開始し、平成 22 年度末で 38 年が経過しています。守谷浄水場は、昭和 55 年から稼動し、30 年が経過しています。守谷浄化センターは、昭和 56 年度供用を開始してから、平成 22 年度末現在 29 年が経過しています。
- 上水道の給水人口は、平成 22 年度末現在 63,054 人で、普及率は 99.4%となりました。平成 22 年度の 1 日あたりの水道の平均給水量は 17,553 m³で、増加傾向にあります。
- 守谷市の下水道普及率（農業集落排水を含む）は 100%です。
- 下水道の汚水処理人口（水洗便所設置済人口）は平成 22 年度末現在 61,986 人（公共下水道 61,347 人、農業集落排水 639 人）で、水洗化率は 97.7%となりました。平成 22 年度の 1 日当たりの下水道の平均処理水量は 29,983 m³で、増加傾向にあります。
- 平成 17 年 4 月に、公共下水道事業会計を地方公営企業法の全部を適用した企業会計に移行して、透明性を図るとともに、水道事業と下水道事業の組織統合を行い、事務の効率化を図っています。
- 上下水道施設の運転・維持管理業務は、全国に先駆けて包括的民間委託（※）を導入しています。また、上下水道料金徴収業務も同様に、包括的民間委託をして合理化を図っています。

〔課題〕

- 今後も人口増加が予想されることから、水道事業にあっては水源及び給水能力の確保が、下水道事業にあっては処理能力の確保が必要です。
- 引き続き、老朽化した水道管の布設替えを進めるとともに、水道施設や下水道施設の耐震化や改築更新を進める必要があります。
- 降雨による浸水被害防止のため、引き続き雨水幹線の整備を進める必要があります。
- 上下水道ともに、安定した経営に努める必要があります。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取組み
1	水道の安定供給	安全・安心な水道水を安定して供給します。 ・ 県南広域水道供給事業からの計画的な受水 ・ 水質基準の確保 ・ 老朽化した水道施設の計画的な改築更新 ・ 石綿管及び鉛製給水管布設替工事の継続
2	汚水の安定処理	安定的に汚水排水を処理します。 ・ 浄化センター改築更新工事の継続 ・ 浄化センター処理施設増設の検討
3	雨水の適正排水	雨水幹線の整備や管理を行います。 ・ 計画的な雨水幹線の整備 ・ 樋管の適切な操作や雨水幹線の管理
4	健全な上下水道事業の経営	効率的な上下水道事業の経営を行います。 ・ 上下水道施設の運転管理や料金徴収の包括的民間委託の継続 ・ 事業の経営状況等の積極的な公開 ・ 補助事業の選択や資金借入れの抑制

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 宅地内の給水装置、排水設備を管理します。

【行政の役割】

- 安全な水を安定して供給します。
- 汚水を安定的に処理します。
- 雨水幹線を整備します。
- 上下水道事業を効率的・効果的に経営します。

❖ 部門別計画

上水道事業	守谷市地域水道ビジョン	(計画期間：平成 21 年度～30 年度)
下水道事業	守谷市公共下水道事業計画	(計画期間：平成 19 年度～25 年度)
	守谷市下水道長寿命化計画	(策定期間：平成 21 年度～24 年度)
		(計画期間：平成 25 年度～29 年度)

用語解説

※ 包括的民間委託：民間事業者に対して、施設管理あるいは料金徴収における一定の性能（パフォーマンス）の確保を条件として課しつつ、施設管理の運転方法等の詳細については民間に任せる、料金徴収にあっては徴収方法の詳細は民間に任せる、いわゆる性能発注による委託方式

5-20 農業の支援

❖ 施策の目指す姿

- ・ 継続的に農業が営まれます。

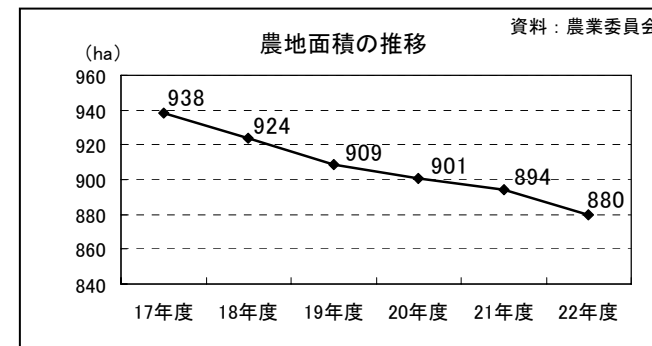
❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	経済活動別市町村内総生産額（農業）	879 百万円 (平成 20 年度)	880 百万円
2	農地に占める遊休農地の割合	7.7%	7.7%

❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 農業就業人口は、平成 17 年度の 603 人から平成 22 年度には 339 人となり、264 人減少（約 44%）しています。認定農業者数は 33 人で、平成 17 年度から 22 年度にかけて変化はありません。専業農家の全てが認定農業者であり、それ以外は兼業農家となっています。
- ・ 農地面積は、平成 17 年度の 938ha から平成 22 年度には 880ha となり、58ha 減少（約 7%）しています。その内、水稻農地が約 70%を占めています。
- ・ 農作物販売が「市場型」から「直売所型」に変化してきており、農協を介さずに販売している農家が多くなっています。また、常磐道のサービスエリア内で農作物の販売を行っており、そこでは地場産の生乳を使用した飲むヨーグルトやケーキなどの、乳製品、加工品なども取り扱っています。
- ・ 平成 22 年度に、農業者が安心して農業に従事できる環境を作っていくために、戸別所得補償制度（※1）が導入されています。
- ・ 平成 22 年度の農地法の改正に伴い、今後、遊休農地を活用した野菜類の生産を行う法人の進出が見込まれます。



〔課題〕

- ・ 農業者の高齢化及び後継者不足に対応するため、認定農業者の育成等による担い手の確保と経営の改善を図っていく必要があります。
- ・ 農地の集約化が進んでおり、今後は農地の有効活用が課題となります。
- ・ 地産地消を推進する必要があります。
- ・ TPP（※2）への参加は、日本農業に与える影響が少なくないと予想されるため、国の動向に留意する必要があります。

❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取組み
1	農地利用の設定促進	農地の集積による、生産性向上に努めます。 ・ 農地の利用集積の推進 ・ 効率的かつ安定的な農業経営の促進
2	認定農業者の育成	担い手の育成に努めます。 ・ 農家の自立経営などのため、水稻の生産調整の実施 ・ 戦略作物への転作の推進と支援の実施 ・ 集約した農地で、安定した農業を営む認定農業者の育成
3	地産地消の推進	消費者に、地元の農作物について身近に感じてもらえるよう努めます。 ・ 農産物直売所運営への支援

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 土地利用に関するルールを守り、適正な土地利用を行います。
- 農家は、耕作地の荒廃を防ぐとともに、農地の集積に努めます。
- 市民は、地元農家の作物を消費するよう努めます。

【行政の役割】

- 国の経営所得安定対策等大綱に基づいた事業を進めます。
- 認定農業者を発掘・育成します。
- 貸し農園などの活用に努めます。

用語解説

※1. 戸別所得補償制度：販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する制度

※2. TPP (Trans Pacific Partnership)：環太平洋戦略的経済連携協定の略称。原則全品目の関税撤廃を目的としている環太平洋間の経済協定のこと

5-2-1 商工業の活性化

❖ 施策の目指す姿

- ・市内の商業や工業が活性化します。

❖ 施策の目的達成度を示す指標

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	製造品出荷額	2,142 億円 (平成 20 年度)	2,200 億円
2	小売業販売額	799 億円 (平成 19 年度)	800 億円

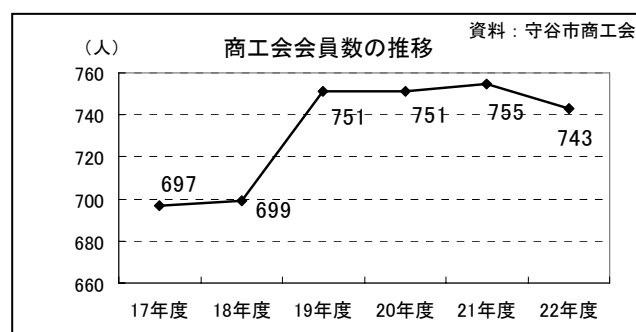
❖ 現状と課題

【現状】

- ・事業所数は、平成 18 年度 1,814 事業所、平成 21 年度 2,078 事業所と推移しています。商店数は、平成 16 年度 409 店、平成 19 年度 399 店と推移しています。
- ・都市化の進展に伴い、大型商業店舗等のロードサイドへの出店は増加していますが、中小店舗が減少し、身近な買物の場が減少しています。
- ・商・工業者ともにセーフティネット融資（設備運転資金に対する融資制度）件数が増加しています。
- ・事業者が、企業立地促進法による支援措置等を受けることができるよう、平成 22 年に当該法律に基づく「茨城県南部地域産業活性化協議会（※）」に加入しました。
- ・守谷駅周辺は、商業施設の立地が進んできましたが、まだ、低未利用地が多い状況です。

【課題】

- ・ふれあい道路周辺については、店舗の入れ替わりが目立ちます。また、守谷駅周辺地区については、商業ゾーンの土地利用を促進し、賑わいや活気あふれるまちの形成を図る必要があります。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業	主な取組み
1 経営の安定化	市内事業者の経営安定を目指します。 ・市内中小企業者の経営の安定化の推進
2 地域商業の充実	市内の店舗が増えて利便性が高まり、市内で買物する市民の増加を目指します。 ・商工会事業の普及推進に関する支援の実施

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 市民は、市内での買い物（消費）に心がけます。
- 事業者は、経営改善等に努め、生産額、売上額の増加を図ります。

【行政の役割】

- 商工業者に対して、新規創業資金制度などにより、経営の安定を図るための支援を行います。
- 商工業のPRに努め、事業者を支援していきます。

用語解説

- ※ 茨城県南部地域産業活性化協議会：「企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、取手市、守谷市、つくばみらい市及び利根町における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議を行う法定協議会

5-22 集客資源の創出と充実

❖ 施策の目指す姿

- 市内の地域資源やイベントの活用により、まちが賑います。

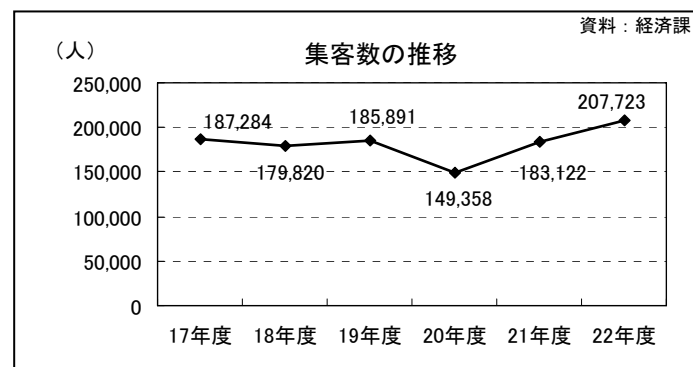
❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	集客数（アサヒビール茨城工場・明治乳業みるく館見学者数＋もりやアヤメ祭り・きらめき守谷夢彩都フェスタ・ハーフマラソン参加者数）	207,723 人	222,000 人

❖ 現状と課題

〔現状〕

- きらめき守谷夢彩都と商工会まつりを統合した「守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～」が守谷の祭りとして定着し、市民や企業が参加できる協働のイベントとして開催されています。
- 市内の代表的な集客イベントである守谷ハーフマラソンは、全国各地から 4,200 人を超えるランナーが集まり、市民を合わせると約 6,100 人のランナーと、多くの応援者が参加しています。
- 毎年 6 月に四季の里公園で開催されるもりやアヤメ祭りは、市民を中心に約 10,000 人が訪れています。
- 毎月第 1 日曜日に守谷駅西口広場で開催している「ふるさ都市もりや朝市」(※)では、地元野菜の販売会のほか、地域の各種団体や個人商店等の協力を得て、大小様々なイベントを同時開催しています。
- 市内には、工場見学を実施する企業が 3 社あり、毎年多くの見学者が訪れています。
- 守谷市観光協会では、「守谷歩こうガイドマップ」や「発見のまち守谷」の刊行、野鳥の森散策路の創設など、市内の PR や観光資源開発に努めています。



〔課題〕

- 新たな茨城県南の玄関口である守谷駅の駅前広場を活用した、情報発信やイベント等を開催することによって、多くの方に守谷を訪れてもらい、賑わいのあるまちをつくる必要があります。
- 市内にある多くの自然風景、グルメスポット、芸術ギャラリーや工房などを結びつけた新しい集客資源を育て、活用していくことが課題です。
- 更なる集客資源の創出に向け、守谷市観光協会の協力や連携が必要です。

❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取組み
1	特色あるイベントの開催	地域資源やイベントを活用して、市内に賑わいの創出に努めます。 ・守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～、守谷ハーフマラソン及びもりやアヤメ祭りの継続開催 ・守谷駅前広場での、特色あるイベントの定期開催及び地場産業等の PR の実施
2	積極的な地域資源の創出と情報提供	市内の見所等、守谷の魅力をより多くの人に知ってもらえるよう努めます。 ・守谷市商工会、守谷市観光協会及び地域との連携による、地域資源の創出と情報の提供

❖ 役割分担

【市民の役割】

- イベント等に、ボランティアスタッフとして、又は観客として参加するよう心がけます。
- 市の歴史、神社仏閣その他の地域資源を学習するよう心がけます。
- 自主的なイベントを積極的に開催するよう心がけます。

【行政の役割】

- 市の内外に守谷の魅力を知ってもらうため、積極的な PR や情報発信に努めます。
- 現在行われている既存の祭りなどの資源を掘り起こし、活性化を図ります。
- 市民が主体となって行うイベントなどを支援します。

用語解説

- ※ ふるさ都市もりや朝市：ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した、平成 22・23 年度の委託事業。市内の地域団体が運営主体となり、地産地消の PR のために地元野菜の販売会やイベントを開催

6-23 地域コミュニティの充実

❖ 施策の目指す姿

- ・ コミュニティ活動が活発になり、地域の課題解決に地域住民が取り組むようになります。

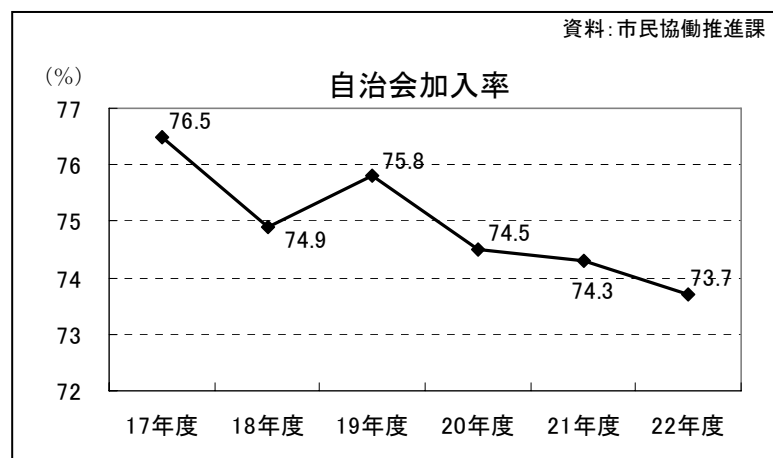
❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	地域の課題解決のために、地域住民で取り組んでいると思う市民の割合	51.0%	55.0%

❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 自治会は、行政との連携で重要な役割を果たしていますが、地域の連帯感やふれあいが薄れつつあり、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。
- ・ 自治会数は、平成 17 年度が 148 自治会、平成 22 年が 154 自治会と増加傾向にありますが、自治会加入率は、平成 17 年度が 76.5%、平成 22 年度が 73.7%と減少傾向にあります。加入率の減少については、地域活動における運営基盤の弱体化にもつながることから、自治会でも危惧している状況にあります。
- ・ つくばエクスプレス開通以降のマンション建設に伴い、平成 18 年度から平成 22 年度までに新たに設立された 9 自治会のうち、5 自治会がマンション単位でした。
- ・ 守谷駅北側で、松並及び原東地区の土地区画整理事業が進められており、新たな地域コミュニティの形成が予定されています。



〔課題〕

- ・ 人口増加傾向にある本市では、地域コミュニティの希薄化や、自治会や老人クラブ、子ども会などの加入率の低下が進んでおり、これらの地域活動団体の活性化促進が課題です。
- ・ 魅力ある地域社会づくりを進めるため、子育て支援、自警団や自主防災組織の結成、地域の高齢者や障害者を見守り支える仕組みなど、他の施策と連携し、自治会単位で自主的に取り組めるシステムづくりが課題です。
- ・ 自治会連絡協議会の活性化を図り、各自治会独自の取組事例等の情報交換や相互協力を行い、地域の連帯感をさらに高めていく必要があります。
- ・ 更なる地域の活性化の観点から、自治会と地域で活動するNPO、ボランティア団体、芸術やスポーツといった趣味の集まりなどのコミュニティ団体との交流を図る必要があります。

❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取組み
1	自治会活動への参加意識の形成	地域住民のコミュニケーションが活発で、自治会活動の必要性が理解されるようにします。 ・ 地域住民の連帯感の強化 ・ 自治会活動への参加意識の啓発 ・ 自治会加入率の向上
2	コミュニティ活動活性化と環境づくり	市民主体のコミュニティ活動を行いやすくする活動基盤を整えます。 ・ 地域コミュニティ活動を行うための基盤整備の支援

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 市民一人ひとりが、自治会等に参加するなど地域に関心を持って交流し、地域への貢献に心がけます。
- 自治会は、魅力ある行事運営や地域の課題解決等を図り、参加しやすく、協力しやすくなるような組織づくりに努めます。

【行政の役割】

- 転入者及び自治会未加入者に対し、自治会加入の啓発を行います。
- 自治会をはじめ、まちづくり、地域づくりに参加するコミュニティの活動を支援します。

6-24 協働によるまちづくりの推進

❖ 施策の目指す姿

- ・ 市民活動が活発に行われ、行政との協働のまちづくり（※）が進められます。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	市民・市民活動団体と行政が、協働でまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合	53.7%	60.0%

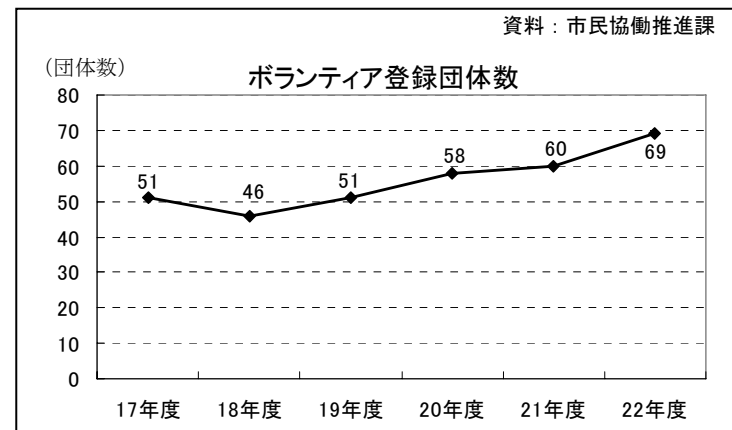
❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・平成 20 年 4 月に、市民活動支援センター（平成 14 年 12 月設置）を市民交流プラザ 2 階に移転し、嘱託職員及び非常勤職員の 2 名常駐体制を図るなど、機能を充実させました。
- ・市民活動支援センターに登録している福祉、防災、環境などの活動を行うボランティア団体は、平成 17 年度 51 団体から平成 22 年度 69 団体に増加しています。平成 22 年 6 月には、市民活動登録団体相互の交流・連携を図る「守谷市民活動連絡協議会」が設立（43 団体が加盟）されました。
- ・NPO 法人は、平成 17 年度 6 団体、平成 22 年度 13 団体と、団体数が倍増しています。また、茨城県は、NPO 法人設立の認証等に係る事務を市町村に権限移譲しようとしている状況にあります。
- ・平成 18 年 9 月に制定した「守谷市協働のまちづくり推進条例」は、公募市民による「協働のまちづくり市民会議」が条例案を作成したものです。協働のまちづくりの理念、心構え、推進策の枠組みなど基本的な考え方を「守谷市協働のまちづくり推進指針」としてまとめ、それをもとに作成したもので、市民・市民公益活動団体・事業者と行政がお互いに良きパートナーとして対等な関係で協働し、自己の知恵及び責任においてまちづくりを進めていくことが大きな柱となっています。
- ・清掃、除草等を実施したまちづくり推進活動団体に対し、飲食代及び燃料費を助成し、協働作業を支援しています。

〔課題〕

- ・協働のまちづくりの理念がよく理解できるように、更なる啓発の必要があります。
- ・市民と行政が行う協働のまちづくりの仕組みづくりを行うために、お互いの立場や状況をよく理解することが必要です。
- ・協働事業として、新たに取り組める事業を展開していく必要があります。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業		主な取組み
1	市民活動への参加意識の形成・向上と情報提供	市民活動に参加したいと思う市民が増えるようにします。 市民活動の情報提供窓口を周知し、活動が始めやすくします。 ・市民主体のまちづくりの啓発 ・市民活動支援センターの充実 ・協働のまちづくりの担い手の育成
2	市民活動の活性化	市民の自発的な参加により、市民活動が活発に行われるようにします。 ・市民活動団体の活性化の促進 ・市民主体のまちづくりへの市民参加の促進
3	市民と行政による協働事業の推進	市民・市民活動団体と行政による、協働事業を展開します。 ・市民と行政による協働事業の実施

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 自分たちがまちづくりの主役であるという自覚を持ち、まちづくりに参加します。
- 市民自らが行うこと、地域でやるべきこと、事業者がやるべきこと、市と協働でやるべきことを考え自主的に行動します。

【行政の役割】

- 行政の透明性を確保し、まちづくりに参加・参画できる体制を整備し、協働のまちづくりを推進します。
- 協働のまちづくり事業を推進するために、必要な情報を積極的に提供します。

❖ 部門別計画

- ・ 守谷市協働のまちづくり推進指針（策定年度：平成 18 年度）

用語解説

- ※ 協働のまちづくり：協働とは、行政だけが公共サービスを担うのではなく、市民、団体、事業者などの地域の構成員が、まちづくりの情報を共有し、役割を分担・協力し、知識、技術等それぞれの特長を生かしながらまちづくりに貢献する考え方

6-25 広聴と情報発信の充実

❖ 施策の目指す姿

- ・ 市民等の行政運営に対する理解を得ることで、市政への関心が深められます。
- ・ 多くの市民が、行政情報は適切に共有されていると感じています。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)
1	市政に関心を持っている市民の割合	81.6%	83.0%
2	市民と行政との間で、市政情報が適切に共有されていると感じる市民の割合	67.5%	69.0%

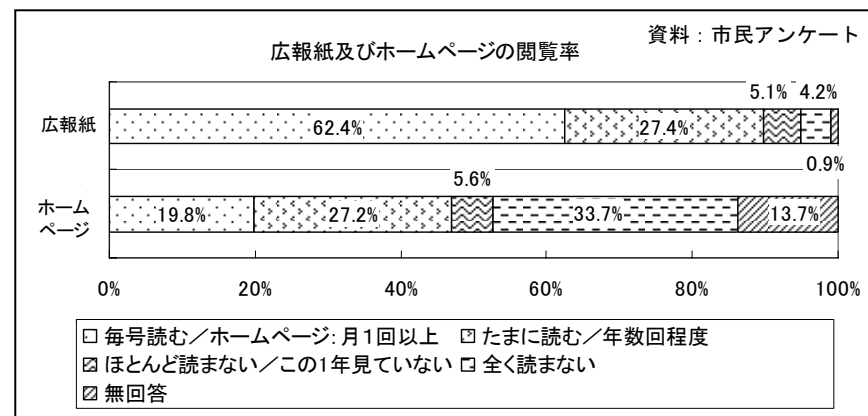
❖ 現状と課題

〔現状〕

- ・ 市政情報は、広報紙、ホームページ、携帯サイト、メールマガジン、暮らしの便利帳など多様な媒体により発信しています。
- ・ 世帯数の増加（平成 17 年度 20,760 世帯→平成 22 年度 23,211 世帯）に伴い、広報紙発行部数も増加（平成 17 年度 480,000 部→平成 22 年度 505,000 部）しています。
- ・ 市ホームページのトップページアクセス数は、平成 17 年度 380,000 件から平成 22 年度 500,000 件に増加しています。また、携帯サイトのアクセス総数は平成 22 年度で 857,000 件に上ります。
- ・ 市民の提案・意見の件数は、平成 19 年度 295 件から平成 22 年度 238 件に減少しています。平成 22 年度には「私の提案システム」を導入し、意見や提案の受理から回答までの処理をデータベース化し、効率的な事務運営に努めています。
- ・ パブリックコメント（※）手続や審議会等委員の公募制を実施し、また審議会等の会議や会議録を公開するなど、行政の透明性の確保に取り組むとともに、個人情報保護に努めています。

〔課題〕

- ・ パソコンやモバイル通信の一層の普及や市民ニーズの多様化に伴い、市から発信する情報量が増加しています。このような社会変化に対応したホームページの作成が必要となる一方、従来型の印刷媒体としての広報紙への要望も考慮し、必要とされる情報の精査と見易さの検討が必要です。
- ・ 行政の透明性と公平性を高めるため、情報公開と情報提供を推進するとともに、効率的で効果的な情報伝達の方法を検討する必要があります。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業	主な取組み
1 広報の充実	必要な情報を、タイミングよく、正しく、わかりやすく手に入れることができるようにします。 ・ 広報もりや及びホームページの充実 ・ 新たな情報伝達手段の検討と充実
2 広聴・情報公開の充実	行政に意見や提案を伝える場や機会が、十分にあることを市民が把握できるようにします。また、市の施策や計画等について、市民からの意見を取り入れ、内容を知る(情報公開)機会を多くします。 ・ 私の提案事業の継続と行政施策への反映 ・ パブリックコメントの実施

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 市政に関心を持って、広報やホームページなどから情報収集を行います。
- 行政が発信する情報への意見、提言を行います。

【行政の役割】

- 広聴制度により、市民の意見を的確に把握し、市政への反映を図ります。
- 効果的な広報活動や適切な情報公開により、市民との情報の共有を図ります。

用語解説

※ パブリックコメント：公的な機関が規制や命令など、市民に大きく関わる規定や計画等を制定しようとするときに、広く公（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう

7-26 適正な行財政運営の推進

❖ 施策の目指す姿

- 行財政運営を適正・安定的に行えるようにします。

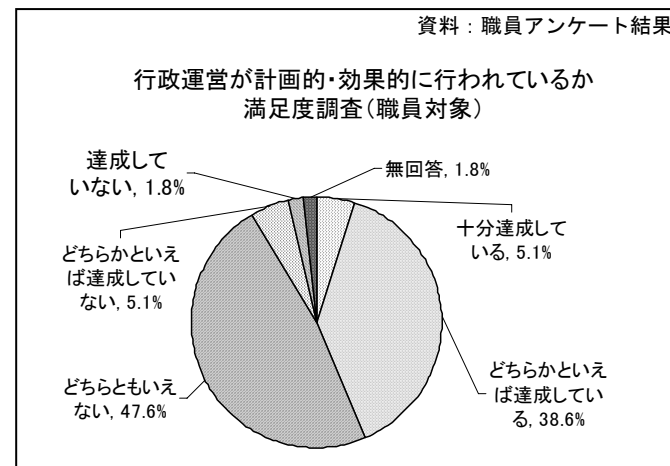
❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	成果目標が達成できた施策の割合	48.2%	70.0%
2	基礎的財政収支指数（プライマリーバランス）（※）	1.19	1.00を 下回らない

❖ 現状と課題

〔現状〕

- 平成22年4月に、第五次行政改革大綱及び実施計画を策定し、適正な執行を進めています。
- 行政評価による事務事業評価では、改革改善等の見直しにより、平成17年度の762事業を平成22年度には654事業と効率化を図っています。その主な理由は、行政評価システムの浸透や平成18年度から導入した第三者による外部評価制度により、職員意識の改革が図られたことによるものと考えられます。
- 財政運営は、平成18年5月に策定した財政健全化計画に基づき、単年度収支の均衡、公債費の抑制などを進めた結果、借入金残高において、平成17年度の256億円を平成22年度時点で180億円に削減しました。
- 平成20年度にコンビニ納付、平成22年度にインターネットを使用したクレジット納付を開始し、市税の収納形態の多様化を図りました。収納率は年々向上しており、平成22年度で95.7%、県内第4位となっています。
- 電子利用できるサービス数は、平成17年度の17件から平成22年度において43件と増加しています。電子申請件数は、平成17年度の12,324件から平成22年度は13,774件に増加しています。



〔課題〕

- 効率的で効果的な行政運営を行うため、引き続き行政評価システムによる事務事業の効率化を図るとともに、職員の改革改善意識を高め、行政改革を推進する必要があります。
- 新たな借入を抑制し、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の悪化を防ぐとともに、自主財源の増加、借入金残高の減少を図り、財政の健全化を更に進める必要があります。

❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業	主な取組み
1 計画行政の推進	計画的に質の高い行政事務を進めます。 ・総合計画に沿ったまちづくりの推進 ・行政改革及び行政評価システムの推進
2 電子自治体の推進	IT（情報技術）を活用した効率的な行政運営を安定的に進めます。 ・情報システムの構築による事務手続きの簡素化 ・より便利なサービスメニューの検討
3 健全な財政運営の推進	最小限の予算で無駄のない、効率的な財政運営を行います。 ・施策別枠配分による効果的な予算編成 ・借入金の最小限化と新たな財源の発掘 ・予算の執行におけるコスト意識の徹底 ・新たな財源の確保に向けた検討
4 適正課税と収納率の向上	適正な課税を行い、収納率の向上を図ります。 ・適正課税の推進、未申告者の解消、土地・家屋の現況調査の推進 ・自主納付の推進、現年度課税分の滞納繰越の防止 ・滞納処分の強化、市税等滞納者に対する滞納整理の強化
5 公有財産の有効活用と適切な管理	公有財産の有効活用と適切な管理を行います。 ・未利用市有地の売却の推進、有料貸付の検討 ・未利用市有地の適切な管理
6 親切的窓口対応	窓口で快適に、相談や行政手続きが行えるようにします。 ・事務の効率化による処理時間の短縮 ・関連する部署間での連携及び待ち時間の短縮と利便性の向上 ・職員一人ひとりが心のこもった窓口サービスの提供

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 市の行政運営を理解し、行政の効率化に協力するとともに、提案・提言を行います。
- 納税義務を果たします。

【行政の役割】

- 市民ニーズを把握するとともに、行政課題を洗い出し、課題解決のための施策を実施します。
- 事務事業の効率化と行政改革を推進します。
- 自主財源の確保に努めるとともに、必要最小限の借入を基本とし、借入金残高を減少させます。

❖ 部門別計画

- 第五次守谷市行政改革大綱（計画期間：平成22年度～24年度）
- 第二次守谷市財政計画（計画期間：平成24年度～33年度）

用語解説

※ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）：借入金を除いた「歳入総額」を、借入金返済の元利払いを除いた「歳出総額」で除した比率（歳入÷歳出）〔歳入、歳出が同額の場合「1.00」〕

7-27 組織経営と人事マネジメントの充実

❖ 施策の目指す姿

- ・ 社会環境の変化や多様なニーズに対応し、市民から信頼される組織・職員となります。

❖ 施策の目的達成度を示す指標（成果指標）

成果指標		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
1	職員の仕事ぶりに不満を感じていない市民の割合	82.7%	85.0%
2	多様なニーズに対応できる組織だと思っている市民の割合	52.1%	60.0%

❖ 現状と課題

〔現状〕

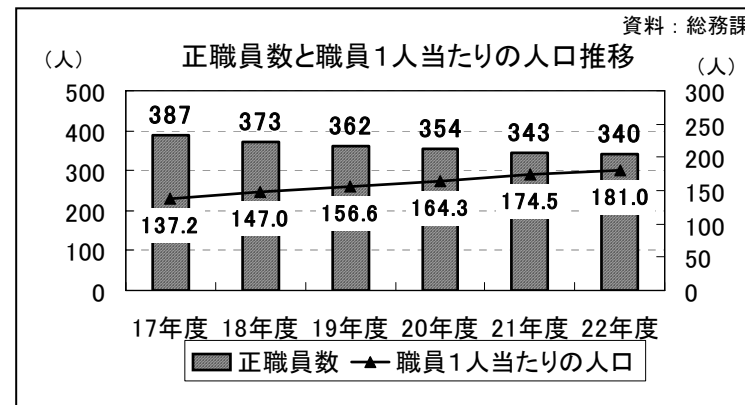
- ・ 人事制度については、年功序列制度を廃止し、職員一人ひとりが発言し提案する組織運営を目的として、平成14年4月から全職員を対象とした人事評価制度を導入し、評価結果を人事・給与等に反映しています。また、民間人による人事評価アドバイザーの活用や、人事評価委員会の設置、制度の見直し等により、評価の客観性の向上に努めています。

- ・ 職員研修については、係長研修や課長研修といった階層別研修（平成22年度受講者数80人）及び民法や行政法といった専門研修（平成22年度受講者数31人）に加え、国や県に実務研修生を派遣しています。

- ・ 平成22年4月1日現在の職員数は340人で、市民千人当たりの職員数は5.5人（職員1人当たりの人口181人）で、全県下32市平均8.05人と比較すると2.55人少なく、効率的な事務執行を行っています。また、正職員は減少（平成17年度387人→平成22年度340人）し、臨時職員数が増加しています。
- ・ 平成21年度から、再任用職員の採用を開始し、雇用延長を行っています。

〔課題〕

- ・ 人事評価結果は人事や給与に反映され、組織の活性化に大きな影響を及ぼすことから、評価の客観性・公平性を確保するため、評価者研修や評価制度の改善をさらに進めていくことが必要です。
- ・ 組織を活性化させるためには、職員が問題意識やコスト意識を持ち、能力を最大限に発揮することが必要であり、職員の更なる能力向上が課題です。
- ・ ストレスを抱える職員が増加していることから、職員の健康管理やメンタルヘルスケアによる一層の取組みが必要です。



❖ 施策を実現するための手段（基本事業）

基本事業名称	主な取組み
1 柔軟で効率的な組織運営	組織間、組織内連携を機動的に行うとともに、課題解決に取り組む効率的な組織運営に努めます。 ・ 業務量や職員の能力・適正を考慮した職員配置の実施 ・ 臨時職員の適正配置 ・ 積極的な民間委託等の推進
2 適正な人事管理と人材育成	適正な人事管理を行い、健康で安心して働くことができる職場環境の創出に努めるとともに、職員の能力開発を継続的に実践します。 ・ 職員の政策形成能力の向上 ・ 職員の能力・社会環境の変化に応じた多様な研修の導入 ・ 専門的な技術の習得など特別研修の充実 ・ 職員の健康管理やメンタルヘルスの適正管理 ・ 国際化に対応できる人材の育成

❖ 役割分担

【市民の役割】

- 柔軟に組織運営が行われているか注視します。

【行政の役割】

- 事務事業のスクラップ&ビルド（※）及び人員削減等による組織の簡素化に努めます。
- 市民サービス向上のため、職員の問題意識、コスト意識を高めるとともに能力の向上に努めます。

❖ 部門別計画

- ・ 第二次守谷市定員適正化計画（計画期間：平成22年度～26年度）

用語解説

- ※ スクラップ&ビルド：行政機構における膨張抑制方法の一つで、組織の新設や新規事業の設定に当たって、同等の組織や事業等の廃止を行うもの